

令和元年9月三種町議会定例会会議録

令和元年9月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	畠山広栄	農業委員会事務局長	佐藤慶一	
代表監査委員	田中金光			

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和元年9月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、清水欣也議員。6番。

6番（清水欣也）

おはようございます。

きょうの私のテーマは2つでございます。一つはゆめろんとゆうぱるの入館料の値上げについて、もう一つはぷるるん事業についてであります。

まず、この入館料の値上げについてでございますけれども、町当局はそのゆめろんとゆうぱるの入館料を、この10月から、400円から500円に値上げしようとしております。そして、その値上げの主な理由を、灯油の値上がりによるその根拠を置いているわけですが、私はこの値上げの本当の理由というのは灯油の値上がりにあるのではなくて、サービスやこの入浴環境など、こういう質が低下してきている。そのことによる入館者数の減少に伴って経営が思うようにいなくなってきたというのが本当のところではないかと思っております。

ですから、今回の問題というのは、灯油の値上がりというよりは経営全体の問題と捉えるべきであって、その観点に置いてどうしても値上げが必要というのであれば、値上げ全額を入館料にしわ寄せするのではなく、営業品目全体の売上原価に転嫁した形で値上げ分を、つまり100円分を吸収するというのが筋道ではないかということでございます。入館者のうちで入浴だけ、お風呂に入りに来るといって、そういう利用客が圧倒的であります。その人達の負担を軽くすべしということでございます。

それにしても、今回の措置にはいろいろな問題が考えられますので、議席についてからその問題について、ゆめろんを代表させた形で議論をしていきたいと思っております。

次に、ぷるるん事業についてでございます。

このぷるるん事業については、これまで1億2,500万円の費用が投入されてまいりました。ですけれども、その予算執行というのは、極端な言い方をすれば、法律も財務規則などの会計ルールも、私たち議会も要らないと言っても過言ではないような実態の中で行われてきました。そのぷるるんが

みずから事業の拠点と位置づけてきてはばからなかったふるさと資源情報センターを今回撤退するに及んで、結局ふるるん事業というのは一体何だったんだろうかと、改めてそういう思いをしているところでございます。

そこで、ここに至っては、ふるさと資源情報センターが目的外使用だとの批判を免れるためのカモフラージュやアリバイ工作などの不毛な策を弄するのではなくて、潔く交付金を返還し、当該センターが新たな方向づけを持って再出発するという選択をとるべきであると思います。

それにしても、これまで行われてきましたずさんな会計処理は、公的な機関として決して許されるべきものではないのであって、町民の信頼を得るためにも町は厳正な調査をする義務があると思います。これがきょうの質問の趣旨でございます。

不適切な会計処理の部分に関しましては、今町で調査をしております。そういうところなので、詳しいことはその結果を待つことにするわけですが、今回は行動的というか基本的というか、そういう問題を中心にその指摘や質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、どうしたことでしょうか、このふるるんが去年の途中からその拠点施設としていたふるさと資源情報センターから突然撤退をいたしました。また、地域農産物加工販売事業支援施設、余り文章が長いので、以後加工所と言うことにしますけれども、この加工所もふるさと資源情報センターに併設という当初の計画を、途中から旧山本観光物産センターに変更いたしました。これらによって、去年から観光情報発信機能だとかいろいろなその三大役割、センターとふるるんの三大役割、このほとんどが形骸化してしまっております。当該情報センターの存立意義ももうすでになくなっていて、ですから、ふるるんへの町の補助金の一部を返還させる、そして国の交付金を国に返還すべきである、そう思います。大体、あのセンターをつくった目的は何だったんだろう、そういうことでございます。

それから、2つ目は、あそこのふるるんがあセンターからほかのところに拠点を移したと、そういうことにした理由は何なんだろうかということでございます。また、その町がそのことに同意した、その根拠は何だろうかということでございます。このことは、担当課からも観光協会からも、その他これまでふるるん事業に関連した事業に携わった方々に聞いても、誰一人として教えてくれる人がおりませんでした。担当課も知りませんでした。担当課が知らないということはどういうことなのでしょう。

3つ目であります。

ふるさと資源情報センターと加工所というのは、町の行政財産であります。この行政財産でありながら、施設管理やその費用負担等をこの使用施設の利用者、使っている者にその全てを委ねている状況にあります。こういう管理の形は、行政財産の性質上、法的に問題があると思いますがいかがでしょうかという質問です。

4つ目であります。

三種町DMO計画、それからふるるんの営業事業戦略、いろいろこれまで多額の費用をかけて注ぎ込んで、さまざまな計画立案をほかの機関に委託をしまっていました。その後、これらの委託成果を受けて、町としてどのように成案にしたか。つまり、町としての計画をどのように立てたのかどうかという質問でございます。また、平成30年度までに達成すべきいろいろなKPI、重要業績評価指標というものを掲げておりますけれども、それが果たしてどうなったんだろうかという質問であります。

その他本事業の問題点について、議席についてから関連質問をいたしたいと思えます。

壇上からは以上でございます。

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

それでは、清水欣也議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、ゆめろんとゆうぱるの入館料の値上げについてお答えします。

入館料の改定につきましては、本年3月定例会の一般質問でも同様のご指摘があり、入館料の改定について再度検討を行ったところでございます。

入館料を改定した場合としない場合の経営試算については、さきの議会全員協議会でもご説明いたしました。ご指摘のあった「灯油の値上がりにて化」しているのではなく、原油価格の高騰による灯油及び電気料の値上がり、10月からの消費税増税分を加味して試算しており、入館料を据え置いた場合の令和元年度の決算予測では、ゆめろんが198万円、ゆうぱるが167万円、それぞれ赤字になると見込んでおります。逆に入館料を値上げし、なおかつ入館者が昨年と同数程度の場合には黒字となる見込みでございますが、入館者が昨年比で5%程度減少した場合は、入館料を値上げしても両施設とも赤字になると予測しております。

入館者の減少については、ゆめろん、ゆうぱるだけの問題ではなく、近隣類似施設も同様の課題を抱えており、地域全体の人口減少や、一般家庭の娯楽やレジャーへの消費額が減っていることなどの社会的要因が影響しているものと推察しております。とはいえ、議員ご指摘のとおり、サービスの低下などにより入館者のさらなる減少を招かぬよう、鋭意営業努力していかねばならないと考えております。

また、経営の見直しについてですが、ゆめろんの昨年度決算では、灯油による床暖房を電気によるエアコン暖房に切りかえ、灯油使用量の節約を図っているほか、料理の仕入れの見直し等による原価率の引き下げを実施するなど収益改善にも努めており、その結果、かろうじて黒字を確保している状況にあります。

また、ゆうぱるについては、ご承知のとおりレストランがなく、入館料と

売店売上が直接売上高に直結している中で、野菜直売部門の売上がここ数年安定してきており、入浴客のみならず付近住民にも貴重な売店として認知されており、なお一層の販売向上に努めると同時に、光熱水費など一般管理費の経費削減にも努めております。

今年度はゆうばるで改修工事が行われ、今後のリニューアル効果も期待しておりますが、同時にサービスの質の向上や各種イベントを開催し、入館料値上げによる客離れを招かぬよう、サービスの拡充を図るなど、経営の安定化に努めてまいります。

また、ご質問後段の「値上げ分を入館料だけでなく営業品目全体に転嫁すべきでは」とのご質問でございますが、条例に規定のないレストランや宴会の料金設定につきましては、最終的には指定管理者の経営判断で実施すべきものと考えております。また、入館料が主な収入源となっているゆうばるについては、他の営業品目への転嫁が難しい状況であります。

このたびの入館料の値上げは、現行条例に基づき、上限額の範囲内で、指定管理者が承認を得て行うものであり、入館料を据え置く場合は指定管理料の増額、いわゆる税金の投入が必要となり、町外利用者の分も税金で負担するという不合理が生じることから、全利用者の方々から一定の負担をしていただきたいと考えた結果であります。

なお、常連客の負担軽減の拡充を図るため、特別割引料金の見直し議案を本定例会に提案しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、ふるるん事業の総括と交付金等の返還についてお答えいたします。

初めに、1点目の「ふるるんの事務所移転により交付金等の返還が必要では」についてでございますが、地方創生加速化交付金の実施計画では、農産物と地域観光の発信拠点を構築し、地方創生加速化交付金の事業を効果的で実りあるものとするため、ふるさと資源情報センターを設置することとしております。

現在の状況としては、平成29年度から30年度途中までは、NPO法人ふるるんと三種町観光協会がこの施設を事務所として使用しており、平成31年度からは主に三種町観光協会が交流スペースを含め、事務所として使用しております。なお、ふるるんの事務スペースは、ふるるんが商品等のPR展示を行っている状況であります。

町としては、加速化交付金で整備したふるさと資源情報センターは、現在ふるるんの事務所としての利用はないものの、じゅんさいのPRや地域観光の情報拠点として活用されていること、また事業も継続して実施していることから、加速化交付金の実施計画にあるように、農産物の地域観光の発信拠点に合致した事業を行っているものと考えており、ふるるんの拠点移転に伴う交付金等の返還は考えておりません。

次に、2点目の「拠点移転への町の同意理由」でございますが、ふるるん

が平成31年度以降の自立を考慮した場合に、ふるさと資源情報センターと加工所の2カ所を維持管理するには多額の資金が必要となることから、より合理的な運営を行うため、法人が経営判断により加工所に事務所を移転することとしたものでございます。

町としても、法人の経営状況から、平成31年度以降の法人の自立を考えますと、やむを得ない判断であったと考えております。

次に、3点目の「行政財産の管理について」でございますが、ふるさと資源情報センターと加工所の運用については、設置条例・規則に基づき、行政財産の使用許可により行っているところでございます。施設管理につきましては、行政が直接使用することを想定したものでない公共用財産であることなどから、使用者による管理としているところでございます。また、費用負担につきましては、流動的な経費である光熱水費や通信費等については、規則に基づき使用者負担としているところでございます。

次に、4点目の「各種業務委託の成果品に基づく、町の成案及びKPI目標の達成状況について」でございますが、これまで交付金により各種計画や事業戦略等を委託しておりますが、町が成果品を受け計画や戦略を検討するものではなく、事業実施主体である法人の事業構想やマーケティング計画等であることから、成果品を法人に貸与し、法人で営業戦略等に活用されているところでございます。

また、KPI、重要業績評価指標の達成状況でございますが、1つ目の指標である地域会社ふるるんの販売額は、目標820万円に対し実績が635万5,000円、2つ目の指標であるJGAPじゅんさいの取扱量は、目標9,000キログラムに対し実績が3,601キログラム、3つ目の指標である新規雇用者数は、目標10人に対し実績が2人となっております。いずれの指標とも目標値を下回っておりますが、JGAP農家の拡大と販路拡大が進んでいないことが要因と考えております。

KPIの達成状況が低いことから、今後当該事業についてPDCAサイクルによる事業評価を行い、改善を検討していかねばならないものと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番（清水欣也）

ゆめろんの、第1番目の問題ですけれども、このゆめろんには今まで多額の経費を投入してまいりました。27年度、28年度で5億1,200万円の金をかけて大改修をしたわけでありまして。それから、29年度と30年度では1,500万円の投資をしております。そのほかに、毎年約3,000万円の指定管理料を投入しております。大変な金額であります。これは、特に大改修経費を投入した目的というのは、施設改修という、そういう目的が

あったわけですがけれども、もっと大きい理由は経営改善を図るという、そういう目的である大改修は行われたわけでありまして。それは当時の町長がこの議会で答弁をしております。経営改善のためにあの改修をするんだと。

ところが、5億円以上もかけて、3年もたたないうちに赤字になる。だから値上げをしなければならないという話になった。あのときの話からして、こういう状態になるものだろうかと思議でならないんですけれども、町長、こういうことが町民の理解を得られると思いますか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

大規模改修、その利に関して、経営が安定するということでございすけれども、正直今回消費税も上がるということと、先ほども申し上げましたとおり、燃料そして電気料の上昇ということで、そのほかにもいろいろな仕入れ、そういうところが経費を圧迫しておると聞いております。今回の値上げはそういうところに起因するということでもありますので、ぜひご理解をいただければありがたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

5億1,200万円のときに、私もこれ申し上げましたけれども、いずれ最初のうちはいいけれども、必ずまた下がってくるんだよっていう話をしました。結果的にそうなったわけですがけれども、今町長が言った何点かの増額、経費の増要素を申し上げましたけれども、この増要素なんて大したことないんじゃないですか、今までの何年間を分析しますと。最も大きいのは利用者の減なんです。これが一番大きい。

今ゆめろんはどうなっているんでしょうか。3年もたたないうちに赤字になる。利用者は減少していく。これ今ゆめろんはこれからどうなっていくんでしょうね。町長、ここのあたりを考えてみたことはありますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

入館者の減少ではありますけれども、やはり人口減少、そして高齢化ということで、利用者が徐々に少なくなってきたんであろうということは感じております。

ただ、今後なかなか入館者がふえない、ふえていくというのもなかなか想像しづらい部分がありますので、そういう部分で利用者の負担をお願いしたいということになるかと思議います。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

電気料だとか灯油だとかで、たかだか年に100万円か200万円なんです。それが赤字の原因だというふうに皆さんは叫んでいるけれども、そこに原因があるんじゃないで、実際は入館者の減少が一番大きな問題なんです。だから、この点についてメスを入れないと私は大変なことになると思っております。

それで、その利用者数の減の話ですけれども、昨年度は1.7%減、3,000人の減にとどまっているわけです。それが今回、今度5%、つまり8,000人以上の減少を見込むということは、これはどういう根拠に基づいてその5%なのか。1.7%が突然5%に上がった。ところが31年度は5%減少のままで行くという、そういう計画なんです。1.7%から5%に落ちる、その次はそれ以上落ちないという、そういう計画になっているんですけれども、ここのあたりの説明をしていただきたい。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

5%減というのは、前の、平成26年度に300円から400円に入館料を改定したときの減少率がマイナス3.1%でございました。そこから辺から考慮いたしまして、5%という数字はある意味現実的なのかと考えております。

以上でございます。(「だからその翌年度の減少なしという、その理由は何でしょう」の声あり)

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 いずれこれからいろいろなイベント、それからサービスの向上等を図って、入館者の客離れが起きないように経営努力をして、横ばいで推移するという考えでございます。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

次に入ります。

最近もみ殻の燐炭を使った燃料棒、このぐらいの太さの棒状のものを大潟村で開発をして、ゆめろんでそれを使うということで、契約を締結したという話を聞いたんですけれども、これは事実ですか。それは何に使うものなのでしょうか。ちょっと教えてください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光（ 桜庭勇樹 ）

交流課長 お答えいたします。

もみ殻ボイラーということで、現在の原油タンクのところに、原油タンクの温泉水をもみ殻ボイラーを使用して加熱すると。そして、本ボイラーのほうにお湯を送って本ボイラーの灯油代を減少させるという、そういう計画でございまして、施設の整備は国の補助を受けまして、設置は全額負担という形になり、ゆめろんのほうでは施設の管理保守のほうをやるということで契約を進めているところでございます。

議 長（ 金子芳継 ）

6 番。

6 番（ 清水欣也 ）

これは施設の根本的な管理という部類に入るから、これはあくまでも町としてこれを提案しなければならないんじゃないでしょうか。

それと、こういうことをしてまでも今の温泉を、いわば追い炊きをしなければならぬという状況になっているのかと。いったい今の源泉というのは、温度は何度で、それから湧出量はどのぐらいでというのは今わかりますか。

議 長（ 金子芳継 ）

商工観光交流課長。

商工観光（ 桜庭勇樹 ）

交流課長 お答えいたします。

湧出量等はちょっと把握してございせんが、源泉の温度は20度、二十五、六度ぐらいだと思っております。

議 長（ 金子芳継 ）

6 番。

6 番（ 清水欣也 ）

平成25年2月28日に分析した結果では、今のゆめろんの温度は28.9度であったんです。それから湧出量は毎分230リットルであったわけです。当初あそこができたときに四十何度だったんです。それがだんだんだんだん下がってきて、ついに25度まで下がった。今課長のおっしゃったこの温度。25度を下がると温泉法からいって温泉という名称をつけられないことになっているんです。そうすると、冷泉ゆめろん温泉という話になってくるわけですがけれども、そういうことでますます加温、追い炊きが必要になってきて、今のもみ殻の燻炭までも使わなければならなくなった。

町長、このままいきますと25度じゃなくて20度とかがって下がった場合、何としますか、これ。このゆめろんの温度、湯を、温泉水をどのように考えたらいいんでしょうか。このまま下がっていても一生懸命追い炊きして使うと、こういうような考え方でしょうか。

議 長（ 金子芳継 ）

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

ゆめろんは砂丘温泉として今経営しております。仮に冷泉となった場合はいろいろ考えなきゃいけないと思うので、ちょっとかけ流しは難しいんですが、ただ当町の貴重な財産だと思っておりますので、可能な限り経営は続けていきたいと、このように思っております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

いずれこの最も大事な源泉がこの状態ですので、一つこれは、これからはゆめろんは何としたらいいのか、基本的な考え方をしていかなければならないと思います。

次に、ふるるんの話に入ります。

国に町が申し立てて交付金を受ける際に、こういうような申し立てを国にいたしております。ふるるん事業の運営責任は、推進主体であるふるるんがその責任を負うと。こういうふうに国に申し立てをしております。ふるるん事業、即センターの運営であります。これで、この責任はふるるんがどのように負うのでしょうか。

つまり、あそこのセンターというのはふるるんの拠点施設だということ国に申し立てて交付金をもらっているわけです。ところが、今その拠点施設から出て行って、ふるるんはそのまま、じゃああの施設はどうなのか。その責任は誰が負うんですか。そういう質問でございます。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

ふるるんの経営責任ということでございますが、会社の、法人の運営全般をふるるんが責任を持つということと考えております。

あと、センターから撤退したということではございますが、現在もまだ商品の展示スペースとして活用しておりますので、完全にセンターから撤退したとは考えておりません。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ふるるんの事業に対して、ふるるんが自分の経営責任を負うのは当たり前の話です。わざわざそれを国に言うなんておかしい話で、今町が進めているこの事業の責任はふるるんが責任を負うという話です。自分の会社の責任を自分が負うのは当たり前の話で、それをわざわざ国に対して申し立てる必要はないんじゃない。町がこの事業を進めるに当たって誰が責任を負うかとい

うのは、ふるるんだって、そういうふうには書いてあるわけですが、それが突然あそこから抜けて、その責任はどうするのかっていう、そういう聞き方をしているんです、私は。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 この実施計画の表記の仕方につきましては、そのセンターを維持するのが、ふるるんが主体的に行うということも書いてありますが、この事業の目的である農産物の販売、販路拡大、そこら辺の経営責任といいますか、事業の遂行責任をふるるんが担うという、そういう考えだと思っております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

苦しい答弁ですね。それだったらあの表現書く必要ないです、国にわざわざ。

あのセンターができた最も大きな理由、これはもちろん国に対して主張している町の話です。それを私これから申し上げますと、センターというのはふるるんの機能を最大限に発揮させるためだそうです。それから、センターはふるるんの拠点だと言っているんです。それからDMO計画では、センターはふるるんの社屋だと言っているんです。それが出ていくわけですから、これは責任問題じゃないですか。

それから、何のためにじゃああの建物を建てたのかと。これは町の責任じゃないですか。ここのあたりを私は聞いているわけです。町長、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

ふるるんがあそこから撤退というわけではございませんけれども、そのふるさと資源情報センターで農産物の情報発信をするという、そういう計画もございまして、現在は加工所のほうでその情報発信をしているわけでもございまして、事業そのものが中止になったわけではございませんので、目的には合致していると町のほうでは考えております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

だから私アリバイ工作だと言っているんです。あそこの部屋、皆さんごらんになりましたか。あの小さいエリアに籐で編んだかごを並べておいて、これがふるるんの事業が、役割がまだあるんだからセンターの機能は残っているんだって、そんな話できますか。だから私当初アリバイ工作をするなって

言っているんです。10%残っているんですよ、あそこに。90%が観光協会でいろいろな負担をすると、管理をすると。10%が、ふるるんの事業としてあそこに残すと。だからふるるんはちゃんとその機能があるんだと、こういう理屈です。つまり、ふるるんはあそのセンターを必要とする度合いが、ふるるんには10%しかないということです。

私はふるるんという法人の存在、それからふるるんの活動そのものをどうのこうの言っているんじゃないんです。ああいうふうにして、今私が申し上げたような目的でもってあその施設を建てたんだから、もう既にその目的は失して、もうなくなっているんでしょと。だから補助金を返すべきだという判断なんです。

そうすると、あそこは10%使っているからふるるんは、その構想は、ふるるんの夢はまだあそこに残っているんだって、こう言うでしょうけれども、あの現実はどうなんですか。まさに目的外使用だということを免れるために、あそこに10%の印をちょこっと残した、こういうだけの話じゃないですか。だったら、壇上で申し上げたとおり、そんなことは、いいわけをやめて、じゃああそこは今度は観光協会が全部あそこを仕切って、こういう事業をやってこうやっていくと、そういうふうになんか新たな方針を、大転換をして、そちらのほうに進めるべきではないかという話です。ちんたらちんたらあのみままで、10%残っているからこれはいいんですってずっと行くんですか。観光協会だって、今私方ここをやれっていったって、何とすればいいかって、恐らく不安に思っているはずですよ。

で、町長にお聞きしますけれども、あそこをこれからどうしていくんですか。ちょっとそのあたりを聞かせてください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

今後ですけれども、やはり目的としてある観光拠点というか、情報発信の拠点として、観光協会も含めて有効活用をしっかり考えなければいけないと思っております。

現在はまずふるるんの事業もそこで一部行っているということですので、ふるるん事業自体はまだ終わっておりませんし、皆さんがまだ努力している部分もありますので、そこはしっかりこれから意見をして盛り上げていかなければいけない部分はあると思います。そして、将来はどのような形になるかを含めて、まだまだ検討する部分はあるかと思いますが、よろしく願います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

では、さっき私が言ったセンターの設立目的、あれはどうなるんですか。もっと言い方を変えれば、何のためにあの施設をつくったんでしょうかとい

うことです。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。

ふるさと資源情報センターの設置目的でございますが、事業開始前の議案審議等でもご説明しておりますが、観光情報発信機能、それからJGAPじゅんさいの販売、Eビジネス機構機能、地域住民の交流の場として整備したものでございます。

ただ、ふるるんが現在事務所を移転したということで、この販売とかEビジネス機能の部分につきましては現在加工所のほうで、場所を変えて運営しているということでございます。場所は変わったわけでございますが、事業そのものは継続して実施しているという考えでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)

ふるるんの事業に対して私とやかく言っているんじゃないんです。あその目的はどういう、じゃあどうしますかと言っているんです。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。

いずれこのふるるんの事務所移転につきましては、県のほうとも協議いたしまして、事務所としての活用をされていないものの事業には合致しているという県のほうの判断もございましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)

だから、国に交付金を、銭こをもらうときにしゃべったことがみんな嘘っぱちになってしまった。そう思いませんか。あの交付申請書、町長ごらんになりましたか。町がどういうことを国に対して述べてお金をもらったか、交付申請書をちょっと今回でもごらんになったことはありますか。

議 長 (金子芳継)
町長。

町 長 (田川政幸)

済みません、まだしっかり目を通しておりません。申しわけございません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

次に入ります。

少なくとも返還、百歩譲って返還が必要なしとした場合でも、少なくとも移転に要した経費、それからいなくなった後の施設管理費は返還すべきだと、させるべきだと、ふるるんから。そう思いますが、いかがでしょうか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

補助事業の実施機関である平成30年度まではふるるんがそこを事務所として使用するという事で費用負担をしております。(「だから、いなくなったからどうするんだって」の声あり)

ふるるんが撤退といいますか移転した後もその維持管理経費は発生しておりますので、補助対象にはなると考えております。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

いなくなった後のを補助対象にするんですか。そういう補助金ってあるんでしょうか。

それから、移転経費はどうするんですか。抜けていくための費用も補助するわけだ。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

いずれ交付金の実施計画の中に、地域会社の持続維持の経費というかかり方もしておりますので、移転に伴う経費も補助対象となっておりますのでございます。

議長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

当初の補助金は、30年の途中から移転するなんて考えて補助要綱をつかったわけじゃないでしょう。

次に入ります。

その施設管理、非常に私問題があると思うんですけども、行政財産を観光協会とか、これ後でそういう形になったんですが、最初はふるるん、ふるるんがなぜ行政財産を管理するんですか。関連委託、業務委託を結んでおりますか。それとも指定管理ではないんですよね。業務関連委託も結んでいなくて、どうして行政財産をふるるんが管理することができるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)
交流課長 お答えいたします。

あの建物につきましては、条例上施設を提供するという事業目的になって
ございます。したがって、使用される方が特定されるということで、そ
の方から管理もやってもらっているという状況でございます。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)

ああいう施設の提供ですか。行政財産が施設の提供できるんですか。あれ
は単に使用許可でしょう。

議 長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 条例上の事業のところの第3条の部分になりますが、事務所その他活動の
ための施設を提供することということで条例のほうにうたわれております。
そういう意味で提供という言葉は使いましたが、実際は使用許可という形で
やっております。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)

総務課長、ちょっと答弁してください。行政財産をどんな形であれ、ふる
るんに管理させることは可能ですか。

議 長 (金子芳継)
総務課長。

総務課長 (石井靖紀)
お答えいたします。

商工観光課長が申し上げておりますとおり、ふるさと資源情報センターの
条例に基づき使用許可をしているところでございますけれども、本来であれ
ば行政財産ですので町が基本的な管理はすべきものとは考えております。

議 長 (金子芳継)
6 番。

6 番 (清水欣也)

そのとおりです。もしふるるんに管理させるのであれば、業務委託契約を
町と正式に締結するしかないんです。もしくは指定管理をするか、この2つ
の方法しかないんです。使用許可を与えて、それが管理させるなんて、それ
はあり得ない話です。

それから、次に入ります。

三種町DMO計画、いろいろな計画があるんですけども、この3つの計

画がありました。DMO計画、それからふるるんの事業戦略策定、それからもう一つ、首都圏における法人確立のための販売策。これで、これの3つに対して約800万円を投入しているんです。この計画は町が立案を委託したんです。800万円をかけて。

例えばDMO計画なんていうのは、これは三種町版のDMO計画をつくるということでこれを、金を投入しているわけです。だから、それをじゃあ三種版をつくりましたかって聞いているんです。それから、2つ目の事業戦略は、これはつくりましたかって。

委託する際にこう書いてある。ふるるん事業を実効性のあるものに導くため、専門的知識や実績を有する事業者に営業戦略及び事業戦略の策定に関する支援を委託すると言っているんです。3番目の首都圏における云々も、販売、方策、立案を委託するって書いてあるんです。

つまり、この業者に委託したところからいろいろな案を受けて、町が成案をつくるっていう話じゃないんですか。こうやって書いてあるのに、何でふるるんがつくるんですか。町がつくるんです。それが、だからつくりましたかって聞いているんです。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

営業戦略等につきましては、本来であれば法人が委託するべきものと考えております。あと、DMO計画につきましては町全体の計画でございますので、受けてまた町が計画を策定する必要があると思いますが、まだ計画の策定までは至っておりません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

この委託契約にはそう書いてあるって言うんです。町が委託したんですよ。

だから、こういうふうはこの委託事業、ふるるんに関する投入した経費の中には、いろいろな無責任なやつがいっぱいある。DMO計画なんていうのはもう能代山本広域でこれをやろうというふうにもうなっているんです。それがわざわざ三種町版をつくるって言うんだから、じゃあ三種町はできましたかって聞いているんです。

次に入ります。

ここで、このふるるん事業、特にふるるんに対する委託費、それから補助金のとんでもない執行の仕方について、この問題を取り上げたいと思います。

ふるるん事業については、町の担当課の特定の職員が、その主導によって、その年度の事業を予算化して、その予算を委託費や補助金という形で

るるんに流すわけです。金を流すわけです。ところが、ぷるるんは法人としては存在するけれども、実体としてはないんです。つまり、町から行った委託費、それから補助金、そういう金を使える体制にはなっていない。そこで、その特定の職員の出番なんです。その職員がぷるるんにかわって、なりかわってその委託費や補助金の金を執行するわけです。申請書それから実績報告書もその職員が書く。で、ぷるるんの名のもとに担当課に提出するわけです。書くに当たって、その様式も内容もその職員の自由自在なんです。だから、町は補助通知を出すだけ。実績報告書もただ受けとるだけ。実績確認もしないわけです。

このように、このぷるるんの委託費、補助金は、予算編成に始まって申請、実際の金の支出、それから実績報告まで、全て町の自作自演で行われてきたと。そういうおどろくべき実態が3年間繰り返されてきた。その金額は、3年間で約3,000万円。正確には2,967万7,480円。これがこういうやり方で執行されてきました。しかし、しかしというか、だからというか、この委託金と補助金の執行内容を説明する職員が担当課には誰もいない。

そこで町長にお聞きいたします。町はこの、我々もこのようにさせてしまった、責任の一端は我々議会にもあるような気がいたします。ただ、町としては、この委託金と補助金の使い道を徹底的に調査して総括する義務があると。これは町民に対しても示しがつきません、町長。だから、徹底的にこれを調査する。そういう義務が町にあると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

そのとおりだと思います。今しっかり調査して、皆様にご説明する機会を設けてしっかり説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

ここでもう一度、あのセンターがなぜできたかっていうことを申し上げます。

地域の観光情報の発信、JGAPじゅんさいの販売、Eビジネスの経営、それから住民交流による人材活用。これがセンターの役割であると言っているんです。全く同じく、ぷるるんにもこの役割を与えると交付申請書には書いてあるんです。それがこういうふうになっちゃっている。それで、そのたびに出してきた金がこういうような状態なんです。だから、私はぜひこれを徹底して調査していく必要があると思っております。

それで、これからはちょっと細かい話になります。申しわけございませんが。

平成28年度で、町がPR用に買ったじゅんさいをふるるんが売って、ふるるんの、町の収入にしないでふるるんの収入にしているとしか考えられないような事例が見られるんですけれども、これはどういうことなのか。商工観光課長か総務課長か、これを目にして一回分析してみましたでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

いずれじゅんさいの買い取りにつきましては、補助対象分についてはあくまでもPRの部分が補助対象部分となっているふうに認識しております。

ふるるんで販売するものにつきましてはふるるんの収益事業のほうで行っているものと認識しております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

そのふるるん事業で売った単価が1キロ当たり8,600円を超える単価のじゅんさいを売っているわけです。あり得ますか。

それで、皆さんの総合戦略だとか議会に提出した資料にはその金額は載っているけれども、実績だと出ているんです。その根拠となるじゅんさいの量がふるるんでこのぐらいですって言うているわけです。それを割り返すと1キロ8,600円になるんです。そういうじゅんさいってふるるんで出しているんですか。これは町のじゅんさいをふるるんが売って、その収入にしているっていう、こういう証拠じゃないんですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

いずれそのふるるんで売ったものの数量につきましては、ふるるんからの資料といいますか、ふるるんからの出された資料に基づいておりますので、そこら辺も、裏づけも含めまして、これからの町の調査の中で具体化してくるのではないかと考えております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

総務課長にお願いいたします。

今の話も調査対象にしますよね。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

そのじゅんさいの保管料とかじゅんさいの流れる的なものは全て調査したいと考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

もう一つ。

町で買ったじゅんさい、2, 431.9キロ。2.4トンですか。これを218万8,710円で町が購入しました。このじゅんさいの、この後の消費経路と言えはいいんですか。使用経路というんですか。これを、最後まで足取りを追跡してみましたでしょうか。見たら見たでその結果、まだわからないって言うならわからない、ちょっとお知らせください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 答えいたします。

じゅんさいの購入から加工、販売、出荷、それからサンプル提供、冷凍保存、在庫、それから廃棄処分等についてはぶるるんから年度集計の資料提供はございましたけれども、各年度の補助対象分について、ぶるるんの裏づけ資料といいますか、そこら辺はまだ確認できておりません。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私の調査した段階では、大変な、いい加減な結果が出ております。いずれ町のほうの調査結果が出ると思いますので、その時点でまたいろいろ話し合いをしたいと思います。

それで、その28年度から30年度まで、約3,000万円の委託金と補助金が出ました。この補助金の中身、相手に行った後の金の使い方、これは誰も入っていないんです。その前段までは情報公開やら何やらで調べました。町もそういう状況で頑張って調査しておりますけれども、その相手に行った後の金の流れというのは誰もわからない。これを私は町として入るべきだと、調査に入るべきだと私は思うんです。いかがでしょうか、町長。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 答えいたします。

いずれ補助対象となっている部分、委託対象となっている部分につきましては、この後調査をしていきたいというふうに考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

本丸に突入してください。

それから、最後の質問になるかと思いますが、前回のこの指摘に対する町の調査は今どこまで進んでいるのか。最終的にそれはどのような形でその議会に報告することになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

現在は地方創生交付金事業にかかわる町から出た支出伝票や各契約書、それから検査調書等、財務規則に関して適切にしているかどうか調査を、今終わった段階でございます。

その後、いろいろちょっとさらに詳細に調査する必要があるということで、議員おっしゃっている委託の中身、補助金の中身、プロジェクトが支出した関係書類を、今そこに入ろうとしている段階でございます。（「報告はどのような形になるんですか」の声あり）

報告につきましては、この後調査が終わり次第町長に答申いたしまして、それを受けて、できれば交付金の返還の可能性が大きいところもございまして、12月議会前までにはご報告したいと思っております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

最後です。町長に、最後に締めてください。

10%残っているからいいんじゃないかとか、ふるるんが今頑張っているからいいんじゃないかじゃなくて、あそこをどうするかっていうことについて根本的に考えていただきたい。今の皆さんの話を聞いていると、何とかして目的外使用を免れようとして、一生懸命回答に窮している。その姿を見れば、ますます私はそんなことは、不毛ないいわけをやめてもうあそこをこうするんだと、そういうふうに持っていくべきじゃないかと、そういうふうに思っておりますけれども、最後に町長の答弁をお願いします。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えいたします。

設置目的も当然ありますので、この先はしっかり、今回の調査も含めて終わった後にしっかり使い方利用の仕方を考えていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋満議員の一般質問を許します。11番、高橋満議員。11番。

11番 (高橋 満)

それでは、私から2つの点について質問をしたいと思います。

1つ目は、三種町ふれあいバス・巡回バスの運行についてでございます。

交通空白地域における住民の交通手段を確保し、住民が安心して外出できる持続可能な公共交通システムの構築を図るため、町内及び地区内でふれあいバスを運行し、巡回バスと接続する仕組みとなっており、能代などに接続もするという、大変地域全体を網羅した仕組みだというふうに思っております。ぜひ運行に支障のないようお願いをしたいと思います。

しかし、ここで10月1日からの試験運行の実施というふうなことで、各家々に運行等の内容について配付されておりますけれども、1つ目に、さきの運行の時刻表が町民に配られておりますけれども、今後利用者にとのよう周知、PRを含めてでありますけれども、行うのか。

2つ目としましては、書いておりますけれども、無料のお試し期間、非常に聞きづらい、イメージ的には余り良い言い方ではないと思うんですけれども、いわゆる試行期間、実質9日、10月1日から11日までだと。土日、祭日は休むんですから実質9日間ですけれども、その9日間で果たして町民の方々に周知できるのかと、それはこの9日間と決めたその根拠、これについてまずお伺いしたいと。

3つ目には、これもなんですけれども免許の返納者、これについても特典を進めるというふうに、平成29年ですか、当局からお話があったわけですけれども、今回のこの中には一切入っていないというふうに思いますので、この点についてもお聞きしたいと思います。

次に、新規就農者の支援事業についてでございます。

新規就農者を支援する農林省の「農業次世代人材投資事業」、青年給付金というふうに前になっていたと思うんですけれども、その予算が2019年度から年齢制限を、45歳未満という大前提があったんですけれども、これを50歳に引き上げ拡大されております。にもかかわらず、前年に比べて12%強の補助金が減額されているというふうなことでございます。

このような状況では、農業基盤の再建、新たな人材の確保育成に水を差すというふうなことになりかねないので、このようなことに対して、基幹産業である農業の成長や持続には、若者や就農者に対し、町としてはどのように対応していくのかと、どういう対策を講じていくのかということをお伺いいたします。

あわせまして、現在の当町の対象農家数、それから想定される不足金額等々をお知らせ願いたいというふうに思います。

以上、壇上での質問を終わります。

議長 (金子芳継)

11番、高橋満議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、高橋満議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後利用者にどのようにPRするのかについてのご質問でございますが、広報みたね9月号の配布時にふれあいバス・巡回バスの運行日、乗り方、料金、各地区のルート、時間等を掲載した時刻表を配布したところでございます。

PRは、広報みたね7月号から「みたねバスだより」として、運行の内容について毎月お知らせしており、運行開始後も引き続き広報に掲載し、PRに努めてまいります。

また、地域の住民に一番身近な住民共助運行の皆様からも、運行地区でのPRにご協力をいただきたいと考えております。

次に、2点目の「無料お試し期間が実質9日間で周知できるのか。また、その根拠は」についてのご質問でございますが、無料お試し期間の設定については、10月からふれあいバスを運行するドライバーや利用される方々になれていただくことを目的としております。

期間を長くすることにより多くの方々に乗車していただくことが可能にはなりますが、一方では民間事業者への影響も懸念されます。そのため、町の公共交通会議でも9日間の日程でご了承をいただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の「免許返納者の特典」についてでございますが、このたびの公共交通再編は、町内全域を対象として進め、年代に係わらずご利用いただける制度として実施いたします。そのため、料金についても利用される方々の負担軽減を当初から考慮し、フリー料金300円としたところでございます。

料金の設定に当たっては、運転免許返納者への対応も検討いたしました。が、利用される方々の中には運転免許を持っている方、持っていない方がいることから、両者の公平性の確保が必要なこと、また、運転免許の返納を検討していただくためには、まず先に公共交通を充実させることが重要と考え、町としては運転免許返納者のみへの対応は見送ることとしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、「新規就農者の支援について」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、令和元年度農業次世代人材投資事業、いわゆる「年間150万円給付型の新規就農給付金制度」につきましても、秋田県全体で約6,500万円ほどが不足している状況となっております。このため県では、就農直後の経営確立を目的とした「経営開始型」よりも、農業技術等の研修期間における収入の確保を目的とした「準備型」に予算を優先配分しております。

本町では今年度、就農者7名が「経営開始型」の交付対象者となっておりますが、要求に対して17%減の153万円が不足している状況となっております。

今後は、県内各市町村と連携し、追加配分を求め、国への要望活動を強力に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

11番、高橋満議員の再質問を許します。11番。

11番 (高橋 満)

まず9日間の試用と1カ月の試用の金額を教えてくださいと思います。

それから、あわせて民間事業者に影響を及ぼすというのはどのようなことを指すのかもあわせてご答弁願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

料金の関係につきましてですけれども、巡回バス、町内町外あるわけですが、1便当たり最低1人乗った場合、1日約1万円ほどというふうに試算しております。また、状況にもよると思いますが、1便当たり平均4人ほど乗った場合は約4万円ほどになるというふうに思っているところでございます。

それから、民間への負担ということでございますけれども、今回公共交通の再編に当たりましては、町内全域のほかに能代市内のJCHO秋田病院、それからアクロス能代や、五城目町のほうでは湖東病院のほう、それからイオン五城目店のほうにも運行することとしております。

能代市内においては秋北バス、それから市内のタクシー事業者もでございます。また、五城目のほうにおいては秋田市の中央交通、それから五城目周辺のタクシー事業者が運行しておりまして、今回三種町の公共交通再編について、それぞれの事業者のほうに説明してご理解をいただいているところでございます。そのようなこともありまして、民間のほうに負担が余りかからないようにというふうなことでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

この9日間の根拠が、そもそも民間事業者に影響するためで決定したのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

9日間の根拠ということでございますけれども、法律的な面とかいろいろ

なそういう面での9日間無料というような期間的な縛りはないわけですが、いずれにいたしまして、公共交通関係につきましてはルート、いろいろな料金等をはじめ、公共交通会議のほうに取りはからって了解をいただくというようなルールになっているところでございます。

そのような中で、公共交通会議のほうには各バスの事業者、タクシー協会の方、それから県とか国交省の方も入っているわけでございますが、その中で、民間のほうに余り負担をかけないようにと、圧迫しないようにというようなことありまして、9日間というようなことで了解いただいたところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

ということは、「マイクちょっと立ててください」の声あり) 会議の中でそういうふうな話が出て、こういうふうな9日間にしたということによろしいですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

会議の中でもそのようなことが検討されまして、その中でご了解いただいたところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

了解いただくのではなくて、そういう申し入れがその方々から出たので9日にしたということなのか、ちょっと確認いたします。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

了解といいますか、その中で、こちらのほうからも無料期間というようなお話がその会合の中で出たものですから、余り長期になっても事業者のほうにも負担がかかるというふうなことで、9日程度、10日程度というようなことでお話し合いをしていただいた中でご了解をいただいたところでございます。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

実は、この公共交通に関してはいろいろな方々、議員の方々からもご提案あったので再度お聞きするわけですが、平成29年のときに、やはり

公共交通体系については、広報だけで知らしめるのではなく、いろいろな機会、いろいろなところで周知するべきだというふうに話をしていたんですけども、先ほどの説明ですと広報みたね、毎月掲載しているという程度なので、こういう話だとすれば、全くその当時の話には耳を傾けていないようにも感じるんですけども、いかがですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策課長（金子孝）
お答えいたします。

現状としましては、広報等に掲載させていただいているところでございます。また、今回時刻表を配布したことによりまして、各地区のご協力をいただく皆さん、共助の皆さんのほうにも問い合わせ等があるようで、いろいろその中で乗り方とかPRについてもご説明のほうをご協力いただいているところでございますけれども、今回の時刻表、皆さんごらんいただいているところだと思いますけれども、いろいろ全町ということもありまして、いろいろ区域もばらばら、それから時間等もそれぞれ違うというようなこともあって、特に高齢の方々は大変見にくいと、ちょっとわかりにくいというようなところもございます。

その中で、こちらのほうにも問い合わせがあった場合、いろいろご説明は親切にするように努めているところですがけれども、今後運行、10月以降実証運行開始されるわけですがけれども、その中でいろいろな、例えば老人クラブとかいろいろな民生委員の集まりの中とかでも、いろいろ機会があればこちらからまたそこら辺は周知に努めていきたいというふうにも考えているところでございます。

議長（金子芳継）
11番。

11番（高橋満）

三種町の住民共助等運行条例に、附則として、この条例に関し必要な行為は条例の日前においても行うことができるというふうに書いております。このお試し乗車期間、今9日というふうな期間でありますけれども、例えば周知するために1人1回とか使える、これも一つの方法ではないかというふうに思います。

まだ実際に運行をしていないわけなので、いろいろな課題はそれから解決していくというふうな仕組みになっているようなので、それについては余り申し上げませんが、少なくとも1人1回の乗車ができる、年齢がどうなのとかいろいろな問題はあると思うんですけども、そういうふうなことで周知を徹底するという方法もあると思いますけれども、こういう考え方でどうなのかも回答があればお答え願いたいと思います。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子 孝）

課長 　　お答えいたします。

　　今議員お話のとおり、10月1日からの実証運行ということで、まだ運行はされていない状況でございます。その中で、運行開始された後にはいろいろなご意見等出てくるものというふうに私たちも思っているところでございます。その中で、いろいろな改善すべきところは改善しなければいけないというふうにも思っているところで、まず状況を見ながらまた考えていきたいというふうに思っております。

議長（金子芳継）

　　11番。

11番（高橋 満）

　　1人1回利用できるようにできないものでしょうか。

議長（金子芳継）

　　企画政策課長。

企画政策（金子 孝）

課長　　1人1回というようなお話はあるわけですがけれども、ちょっとなかなか大変かというふうには思っているところでございます。

議長（金子芳継）

　　11番。

11番（高橋 満）

　　前段でも話したとおり、PRの仕方といいますか、周知の仕方が広報みたねに何か絞られているような感じもします。せっかく町でホームページを掲載しておりますし、この中にも広報と同じようなバス時間を掲載、それからたしかスマホも、たしか登録で見られるようになっていっていると思うんですが、こういうふうなことをプラスしながら周知してはいかがでしょうか。

議長（金子芳継）

　　企画政策課長。

企画政策（金子 孝）

課長　　お答えいたします。

　　今いろいろな情報網として、町のほうでもホームページ等もございます。そのようなものにも掲載できないか、そこら辺については考えていきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

　　11番。

11番（高橋 満）

　　ということは、スマホのほうもということでよろしいですか。

議長（金子芳継）

　　企画政策課長。

企画政策（金子 孝）

課長　　スマホのほうにつきましては、ちょっと今できるかできないか、私も

ちょっとそこら辺は詳細わからないわけですがけれども、その辺についてもちょっとあわせて検討させていただきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

では、スマホとかってなかなか私も使えないんですけども、せっかくあるものですから、利用する方々の幅を広くするためにも必要と考えておりますから、早急に進めてもらいたいというふうにお願いをします。

次に、免許の返納者に対してのことでございます。

これは平成29年の、これこそ3月の議会でありますけれども、町長答弁で、公共交通会議等を通して、この免許返納者に対しても特典等々を考えて進めていくという、議事録にも載っておりますけれども、この件について、先ほどの答弁ですと、特定のという言い方が、話がありました。それから公平という言葉も出ておったようではありますが、なぜこれが必要かという根本を皆さん理解していないのではないかとこのように思います。

なぜかという、後を絶たない交通事故、これをいかに、スムーズに返納したくてもできない地域性、環境がもう大きな問題となっているわけであり、このことについては避けて通れない課題であり、早急に示すべきだというふうに話をし、それでその当時の首長から回答を得ているというふうに理解をしておるんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。公平だとかそういう言葉ではないように感じますけれども。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 答えいたします。

免許の返納者の方への特典というようなことにつきましては、先ほど町長答弁の中でも申し上げたとおり、料金設定の中で私たちも検討したわけでございますけれども、高齢者の中でも免許返納を躊躇している方の中には、公共機関が不便な事から免許の返納に踏み切れないでいるという方も多くいるように聞いているところでございます。

今回の再編に当たりましては、特典的なものよりも先に町内全域にわたって移動可能な公共交通の整備を進めて、免許を返納しても日常生活に必要な買い物等が容易にできるような環境を整えることが重要というふうに考えて、今回は見送らせていただいたというふうなところでございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

今の課長がおっしゃった話と免許返納ということには、リンクは私はしていないというふうに思います。なぜかという、先ほど言ったとおり交通事故、この点と、地域性、これが非常に問題なわけです。

実は、偶然にもきのうテレビ報道があり、たまたまチャンネルを見ていたら某三種町の方が出ておりました、長谷川さんという方でございました。免許返納についてどうですかということで出演しておりましたけれども、自宅から6キロ離れているところに買い物に行くために、何か電動自転車を買ったそうです。ところが、その電動自転車がパンクしたと。そのために修理に行くまた手段もないと。こういう話をして、本人は自分自身で、精一杯の努力でこのように対応をしている方がいるという、こういうふうなのが現状だと思います。これも三種町の方ですか、ちょっと私も顔まで御存じないんですけれども。

ですから、なかなか決断できないというところが問題であって、この免許の返納された方には証明書、免許証のような形のやつが出されているそうです。タクシーは10%引き、それからバスの回数券が200円引きとかというふうに言っておりますけれども、どこの地域なのかちょっとわかりませんが、そういうふうなことで、免許の返納者に対しては特定できる仕組みになっているそうです。ですから、そういうふうな交通事故に遭わなくてもいい、それがまた町として進めるべき重大な件だというふうに思っております。

ですから、今の公共交通の体系は非常に網羅している、予約不要の定時、定路線という、非常に稼働率も高くなっておりますけれども、この件と意外と免許の返納ということに対しては、私はリンクしないというふうに思っています。その当時の首長がお話しておりますので、この点について、実務の総責任者でもありますし、当時のこともよく御存じだと思いますので、副町長から答弁いただけますか。

議 長 (金子芳継)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

28年でしたっけ、(「29年です」の声あり) 29年ですか。済みません、当時はもうありませんでしたので、そのときはわかりませんが。

(「中にいたからわかるでしょう」の声あり)

ただいま課長が申し上げましたとおり、やはり免許返納者への手助けといえますか、そういうのは必要なことではあると思います、確かにおっしゃるとおり。

しかしながら、今回もまた、先ほど町長も申し上げましたとおり、やはり平等とは言いませんけれども、同じ老人の、高齢の方と区別せずに300円というフリーパスもつけたということで、ご利用の方につきましてはそれを持ってお願いできればというのが今回の提案でございますので、その辺はご理解をお願いして、また改めてそういう必要性があるという認識のもとになった場合はまたご協議させていただきたいというふうに考えております。

議 長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

それでは、28年、29年、30年の免許返納者はどの程度三種町におりますか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 ちょっと免許の返納者については、今私のほうでも把握していないところでございます。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

それでは、早めにお知らせ願いたいというふうに思います。

ここの件について、ちょっと最後になりますけれども、三種町はこの免許返納について、交通事故というこの大きい損失を考えていないということではよろしいのかな。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年高齢者の方の事故が多発しているということにつきましては私どもも認識しております。また、免許返納する方がふえることでそういう事故が防げるというふうには思っているところでございます。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (高橋 満)

もう押し問答なのでと仰いませぬけれども。

我々議員がこの公共交通についていろいろな機会に質問をしております。せつかくその当時の首長から、進めていくという答弁をもらっております。それでもなおかつやらないというのは、これからいったいどこに誰がどのようにして話をするとこういうふうなことが実現できるのか、非常に疑問に思うところであります。

最後に町長からこの点についてご答弁を求めます。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今回はまず喫緊の課題として早く公共交通体系を整備したいという思いでいろいろ協議を重ねてまいりました。当然議員おっしゃるとおり高齢者の事故、そういうところで免許返納を促す意味でも早く整備したいというのが一つの思いであります。

今試験運行でございます。これが地域の皆さんにしっかりと周知されて、それこそ普段の移動に対して不安がなく免許を返納できるような状況になった場合には、どんどんそういうのが促されていくのではないかと期待はしておりますが、もしそのあたりどうしても不便で免許なかなか返納できないという状況であれば、そのときはしっかり対応したいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

いずれにしても、当局からの回答がそのように出ているのに、それをこの公共交通機関の中で話し合いもされなかったというのが非常に残念であります。あわせて、これからどのように、いろいろな件があるわけですが、そのたびに同じようなことが、話をしなければやはり実行してくれないのかというところが大変残念であります。この件についてはこれで終わります。

次に、2つ目の件でございます。

まず、この件については、国の予算が約12%強減らされたこと、先ほどもちょっと前段で話をしましたけれども、経営開始型の5年間の交付は農家との約束であります。この農家の方々、先ほど7名というお話をされておりましたけれども、この農家の方々への説明であったり内容について、もしわかる範囲内でお答え願いたいと思っております。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

現在新規就農者、交付対象者ですが、7名ほどおります。町長からのお話もありましたとおり国からの要望活動を行っておりますが、今現在進行中だと考えております。

そして、就農者のほうの周知のご質問ですが、現在町のほうでは県と町とそれから指導農業者、それからJA等の農業団体によるサポートチームを編成して、現地指導や面談等を行っているところであります。その現地指導、面談等で就農者のほうには今現在の状況を周知しているところでございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

本来であれば一年分をまとめてたしか支払う仕組みだったと思うんですが、県から町にはどのように指導もしくは振り込みされているのかお伺いいたします。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

お答えします。

これも先ほど町長のほうからもありましたとおり、就農者の営農前の研修、いわゆる準備型のほうに重点を置いて、優先的に県のほうでは考えているようで、今現在営農している経営開始型のほうには傾斜配分といいますか、予算内でということでの指導ではありますけれども、国のほうへ不足分を、県のほうでも要望を、予算を確保できるように、追加配分できるようにと要望をしていると伺っております。

そして、県はこれを踏まえて国の配分の結果や市町村間の調整を行い、10月ごろをめどに追加調整を実施すると伺っております。

以上です。

議長（ 金子芳継 ）

11番。

11番（ 高橋 満 ）

ちょっと間違っていれば済みません。

1回の交付で終わりではなかったですか。

議長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

済みませんでした。

交付回数については、上半期交付半額、150万円であれば75万円。それから下半期交付の、3月交付の75万円の2回になっております。

議長（ 金子芳継 ）

11番。

11番（ 高橋 満 ）

わかりました。

そうすると、この上期の75万の支払いはいつごろであり、それから83%、いわゆる17%不足の部分の下半期に向けての部分に今後考えられる対策といいますか、当町の考え方といいますか、この辺についてちょっと伺いしたいと思います。

議長（ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長（ 寺沢梶人 ）

お答えします。

いわゆる国の交付要件を満たす就農者に対しては、最初の高橋議員おっしゃるとおり、最初の約束と言えればいいんですか、ことですので、就農者にはできれば満額支給できるように行かなければならないと基本的には考えております。

そこで、先ほどもちょっとふれましたが、要件を満たしている就農者を優

先的に対応する手法も指導としてはありますが、仮に不足分を傾斜配分するのか、それとも満たない対象者をどこまでのランクづけと言いますか、要件ラインにするのか、まだ判断基準が不透明な部分がいっぱいあります。なので、計画部分を補填するのか傾斜配分するのかに関しては、国の追加配分や県の指導、それから県と協議しながら、さらに周辺市町村の動向を注視して対策を検討していきたいと考えております。

いずれ、先ほどの支給時期の回数も申し上げたとおり、翌年3月までには対策等を検討、策定していければと考えております。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

わかりました。

それで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標年度であります当年度ですけれども、目標が36名という新規就農者の目標を立てておりますけれども、何名になっておりますでしょうか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

高橋議員おっしゃるとおり、委員会のほうで総括、企画政策課のほうの委員会のほうで総括して、もちろん私のほうも実績それから検証等々を、新規就農も含めて、じゅんさいも含めてですけれども、全て含めて農林課のほうではご報告申し上げておる次第です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（高橋満）

この件については後でお知らせください。

それから、最後になります。

先ほどの支給要件等々のことで、クリアしている方にはぜひ、農業振興に力を入れていると宣言している町長でありますから、ぜひその方々には、クリアしている方々に迷惑のかからないような対策を講じていただきたいというふうをお願いをして、質問を終わります。

議長（金子芳継）

11番、高橋満議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます
一般質問を続行いたします。

13番、堺谷直樹議員の一般質問を許します。13番、堺谷直樹議員。

13番 (堺谷直樹)

それでは、さきに通告してあります2件について質問をいたします。

1件目、総合戦略についてですが、平成27年度に策定された三種町まち・ひと・しごと総合戦略が今年度で終了いたします。各担当課で数値目標に対する検証を毎年行っていると思いますが、昨年度までの結果を伺います。

2件目、小中学校再編の考え方について伺います。

山本地区の保育園統合が決まり、小中学校再編の計画も具体的に推し進めなければならないというふうに考えていますが、町の基本的な考え方を伺います。

以上2件、壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

13番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、堺谷直樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに「総合戦略について」のご質問に私からお答えし、「小学校の再編」については、後ほど教育長のほうからお答え申し上げますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

三種町総合戦略は、国の政策と一体化した人口の減少の克服と地方創生実現のため、平成27年度から本年度までの5カ年計画で策定しております。基本的には、町の施策として4つの目標に添った事業を実施しており、事業検証のため、三種町まち・ひと・しごと創生会議を毎年開催しております。平成30年度事業につきましては、現在、取りまとめを行っており、創生会議は11月の開催を予定しております。

平成29年度事業までの検証結果については、平成30年12月に開催いたしました議会全員協議会においてご報告させていただいておりますが、この場で主な事業についてご説明させていただきます。

基本目標1の「三種町における安定した雇用を創出する」の中の認定新規就農者数につきましては、最終年度の目標値36人に対して実績が20人、達成率55.5%、新規雇用者数につきましては、目標値250人に対して実績が85人、達成率34.0%、観光客の入込数は、目標値90万人に対して実績が83万2,000人、達成率92.4%となっております。

基本目標2の「三種町における新しい人の流れをつくる」では、転入者数の最終年度での目標値280人に対して、実績が281人で、達成率は100.3%となっております。

基本目標3の「三種町における若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、合計特殊出生率の目標値は1.37でございますが、平成24年以降の市町村別の数値の公表は今年秋ごろの予定となっているため、現状では正確な数値は把握できておりません。参考までに、平成24年公表時の本町の合計特殊出生率は1.27となっております。

基本目標4の「三種町における時代に合った地域をつくる」では、町の愛着度の目標値70%に対して、住民アンケートの集計結果実績では71.5%となっております、達成率は102.1%となっております。

平成29年度までの主な事業の検証結果は以上となりますが、平成30年度事業分の検証結果につきましては、創生会議が終了した後、議員の皆様へご報告いたしますので、よろしくお願いたします。

私のほうからは以上です。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

それでは、私から「小・中学校再編の考え方」についてお答えします。

三種町内の小・中学校は、少子化に伴う児童生徒の減少や施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えております。

町内の小中学校の大半は各学年1学級で、一部には複式学級も生じております。再編の基本的な考え方としては、児童生徒の教育上の最善の利益を最優先することと、教育の機会均等、教育水準の向上と考えております。

来年度からは、小学校で全面実施される新学習指導要領では、プログラミングの必修化や英語の教科化が盛り込まれます。小規模校では教職員の負担がさらに増すことが予想され、特に複式学級のある学校では学校運営も厳しくなり、教育水準の低下にもつながることが懸念されます。

学区の歴史的背景や地域における拠点としての役割を考慮しても、教育の機会均等、教育水準の維持向上、社会性豊かな人間性を育成する教育環境を維持する上で、複式学級は解消したいと考えております。

「地域とともにある学校」という姿勢は変わらず持ちつつ、学校の存続、統合を巡っては、保護者や地域によってさまざまな考えがあると思いますが、少子化が進む中、次代を担う子どもたちの社会性や協調性を育成できる教育環境を整備することを優先して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番（堺谷直樹）

それでは、総合戦略について今町長のほうからるる答弁ありましたけれども、担当課長のほうからもう少し詳しく聞きたいと思っております。

町長の答弁で、もう既に目標を達成してあるという事業、幾つか今ありま

したけれども、5カ年で達成がもうこれは無理だと、そういうふうに思われる事業というのはあるでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

計画期間内での目標数値が、達成が困難というふうに思われるものは、中にはあります。それにつきましては、K P I の設定について再検討が必要と思われるものもありますし、また内容について改善する必要があるというようなものも事業によってはあるというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

達成が不可能だ、そう思われる事業について、じゃあ検証結果、P D C A のサイクルがうまく機能しなかったのか、それとももう当初から目標設置に誤りがあったのか、この辺どういうふうに考えておられますか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

P D C A につきましては、計画、実施、評価、改善というような4つの視野を取り込んだサイクルになっているわけですがけれども、改善という面につきましてももう少し検討する必要があるのかなというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

推進期間終了後、100%超えたものもあれば超えていないものもあるんですけれども、これの継続的な取り組みってということについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えします。

計画期間はまだ続いているわけですのでございますけれども、今まで行ってきましたアンケート調査あるいは事業の検証結果、それから創生会議の皆さんのご意見を参考に、今後個別の計画を精査した上で考えていきたいというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

来年度もこれまち・ひと・しごと総合戦略っていうのはあるんでしょうか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 答えいたします。

次期総合戦略の策定についてでございますけれども、市町村の中では総合戦略、総合計画の、一本化して一緒にするという方向で検討している市町村も出てきているようであります。

その中で、三種町においても総合戦略、総合計画のほう、一本化してわかりやすい計画ができないかということで現在検討させていただいているところでございます。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

確かに三種町の第2次総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略、ラップする部分結構あって、わかりにくいついていうところもあるので、どうかリンクさせながらうまくやっていただきたいと思います。

そうすれば、さっき町の愛着度っていう話がありましたけれども、これ一つだけ、毎年これアンケートとっているわけなんですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 アンケートのほうは毎年とるようにしております。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

じゃあ、ちなみにどこでアンケート、あれですか。広報か何かでやっているんですか。それとも小中学校とか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 対象者のほうを抽出して、一般の方々にアンケートを送付させて回収していただいているものと、それから中学校のほうにお願いして、中学生からアンケートをもらっている部分があります。

議長（金子芳継）
13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、先ほどの71.5%っていうのは4年間の平均、それとも昨年度、一昨年度の71.5%なんですか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 さっきのほうのアンケートの中の愛着度については、中学生のほうのアンケートが主になっております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

今年度で終わりということですが、どうですか、これ事業一区切りついた段階で、この検証結果を広報とかで町民の方に広く公表するっていう、そうしていただきたいというふうに私は思っているんですけども、その辺どういうふうに考えていますでしょうか。

議 長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子 孝)

課 長 お答えいたします。

事業の途中の今までの分につきましては、該当のほうにもご説明させていただいてきてはいるところですが、全般的な事業が、期間が終わった段階で総合戦略、全体的な評価ということで、結果ということで、広報等を用いながら、わかりやすいように取りまとめて町民の皆さんにもお知らせできればというふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

わかりました。

後で、これに、現在わかるところ、書いたやつ後でください、私に。その数値。お願いします。

そうすれば、2件目いきます、もう。

小・中学校再編の考え方についてですけども、山本地区の保育園統合、この方向性が示されたのが、去年の12月議会本会議で町長答弁があった、あれがまず方向性を位置づけたものと私は認識しています。当然小・中学校の再編についても議論がある程度交わされて、ある程度の青写真ぐらいは私できているんじゃないかと思っていたんですが、今まで全く再編については議論されなかったんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

お答えいたします。

ことしの5月20日から6月7日にかけて、町内の小・中学校のあり方等に関するアンケートについてをとっております。その結果を踏まえまして、

9月18日に教育委員会定例会、それから総合教育会議を開催する予定でございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

基本的なことですけれども、新しい建物を建てるのか、それとも既存の建物を使っていくのか。さきの全員協議会で総務課長話しておられましたけれども、合併特例債が令和7年で終了するっていうことを考えれば、新しい建物を建てるとなった場合、私はぎりぎりのような気がしてならないんですけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

お答えいたします。

合併特例債を使って新しい建物をつくる方法もありますし、長寿命化計画ということで、国の補助金を使って建てるという方法と、今の古い建物を長寿命化するというところで、2点ほどあると思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

平成28年度の出生者数が53人、それから平成29年度が77人、昨年度が42人、今年度は8月末で21人。この出生者数を鑑みれば、私地区ごとの再編ではまたすぐに新たな見直しが生じてくるっていうふうに考えていますけれども、この辺はどういうふうに考えていますか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

お答えいたします。

地区ごとにか、三種町一本という考え方もあると思いますが、いずれ通学時間が、適正時間が1時間ということになっておりますので、その辺を含めて考えていかなければならないと思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (塚谷直樹)

既存の建物を長寿命化でやった場合、そうすればどこへ行っても1時間以内で通園できるんですか。通学できるんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

長寿命化という場合であると、地域ごとに1校とかいろいろな方法がある

と思います。中学校を改築して小学校にするという方法もあると思いますし、いろいろな方法がありますが、まだそこまでは考えておりません。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすると、各地区に小学校1つ、中学校1つという考えだということですか。今の話でいけば。三種全体を一つにするという考えはないということでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

これについては、先ほど言いましたとおりアンケート結果も尊重しながら、総合教育会議等で話し合っていきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

アンケートで合併してほしくないという回答が多ければ合併しないということですか。再編しないということですか。あくまでも町の意見として、基本的スタンス、どう考えているのかというのをちょっと教えてください。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教育長 (鎌田義人)

お答えします。

子供の数とか学校の財政、これももちろん尊重してやりますけれども、ここ二、三年の教育改革、例えばさっきも話しましたがけれども英語の、小学校高学年の教科化、それからプログラミング、道徳の教科化もありました。恐らくここ近い二、三年後には、現在は小学校、学級担任なんですけれども、教科担任になるんじゃないかと予想されます。そうなればまた考え方が大きく変わります。小学校の高学年が教科化になると、専門の免許を持っている先生が小学校にいないので、そこを今義務教育学校とか小・中併設校とかいろいろ考えられることもあるので、そういうのをこの後議論しながら考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

今、小中併設校の話もありましたけれども、他市町村ではやっぱり少子化で、小中一貫校の議論もされていると思いますけれども、我が町もやっぱり小中一貫校というのが議論に上がってくるものですか。どういうものですか。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教育長（ 鎌田義人 ）

お答えします。

旧町に学校を残したいと、そういう気持ちが恐らくあると思うんです。そうすれば、私としては小・中学校、義務教育学校でも併設校でも考えていくことができるのではないかと、そういうふうに私は思っております。

議長（ 金子芳継 ）

13番。

13番（ 塚谷直樹 ）

スクールバスとかの将来コスト、こういうものをいろいろ考えてみた場合に、私の考えですけれども、我が町にはJR路線があるわけですし、駅も4つあります。これを通学に使用しながら、新しい小・中併設校を建てたほうが将来コスト的にいいんじゃないかというふうな、個人的な考えを持っているわけですが、その辺についてどういうふうに教育長考えていますか。

議長（ 金子芳継 ）

教育長。

教育長（ 鎌田義人 ）

お答えします。

さっきも言いましたけれども、地域に小・中学校を残したいと、そういう考えが多ければ、私はさっき話したように小・中併設校でも義務教育学校でも残したほうが地域のためにいいのではないかと思っております。

議長（ 金子芳継 ）

13番。

13番（ 塚谷直樹 ）

今教育長は、各地区に小・中学校を残したいという思いがあるようですが、町長どうですか。同じ考えでしょうか。それとも、別なまた方向性、可能性として何か考えていることがあれば教えてください。

議長（ 金子芳継 ）

町長。

町長（ 田川政幸 ）

お答えします。

先ほどは貴重なご意見ありがとうございます。

それで、私の考えとしては、確かに他町村で小中一貫校が、それから義務教育学校、そういうのに取り組んでいるところもあります。

ただ、三種町におきましては確かに旧3町が合併しているということで面積も広いですし、仮に小学校を一本化するとすると、高学年はともかく低学年の方の通学、そういう部分は大変困難になるんだろうと思います。中学校であれば先ほど議員おっしゃったとおり電車を、そういう通学の手段として利用できるというのも一つの考えでありますので、そういうところをしか

りこれからアンケート、それから教育委員会と相談して、全町をしっかりと見渡した上で学校の設置、そういうところを検討していきたいと考えております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

話少し戻ります。

合併特例債、令和7年限度ということを考えれば、早めにするのか結論づけたほうが、いろいろ議論も必要でしょうけれども、ある程度の方向性は出さないと進んで行かないと。

9月18日のその会議っていう話ですけれども、じゃあ具体的なその会議の結果を受けて、町としての方向性がわかるのはいつごろの予定なんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

お答えいたします。

今年度中には方向性を示したいと思っております。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすれば、来年3月末までにはどうするのか、町としての具体的な方向性が定まるということで間違いないですね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

検討委員会を立ち上げるのか、それともそのまま町でも方向性を決めて各地区に説明会に来年から行くのか、その辺を決めたいと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

よろしく申し上げます。

終わります。

議 長 (金子芳継)

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大澤和雄議員の一般質問を許します。10番、大澤和雄議員。

10番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、主要農産物種子条例についてであります。

主要農産物の優良な種子の生産及び普及を促進するための主要農産物種子法が2018年、平成30年4月で廃止されました。

種子法において日本の多様な自然、気候要件に合った種が普及し、米は全国で300種以上あるといわれております。また、都道府県ごとに多くの農家に生産を推奨できる品種を奨励品種として定め、求めやすい価格で提供できるように取り組まれてきたものであります。各都道府県は、農家からの発注をもとに種子計画をつくり、それをもとに全国種子計画がつくられます。この種子計画のもと、種が不足することなく安定した価格で農家に供給されてきました。

しかしながら、政府は種子法廃止の理由として、現在の種子法が民間企業の投資意欲を阻害するとしております。しかしながら、種子制度は民間事業者も種子制度の担い手として活躍できる制度となっており、民間企業の参入の妨げとはなっておりませんでした。

種子法廃止の経緯は、TPPをめぐる日米協議の中で、多国籍企業の要求を開く窓口として内閣府に設けられた、規制改革推進会議の農業ワーキンググループにおいて種子法廃止が決定されたものであります。これによって行政の責任や生産の義務の規制がなくなり、種子の大幅な高騰や安定的供給が危惧されております。

そうしたことから、主要な農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給が不可欠であるとして独自に条例を制定しているのが、北海道、山形県、埼玉県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、兵庫県、宮崎県、長野県、鳥取県の11道県となっております。さらに岩手県、宮城県、栃木県で条例制定に向けて審議されております。

秋田県においても、県全体また三種町の農家にとっても、県が独自に主要農産物種子条例を制定し、その目的や県の責務、種子計画策定等を明確にされることによって、農家は安心して農作物の安定的生産と農業の持続的発展に繋がるものと考えられるものであります。このことから、秋田県でも主要農産物種子条例を制定されるよう、積極的に働きかけていくべきではないかと考えております。

しかしながら、秋田県ではこの条例制定について、令和元年第2回定例会において、県独自の種子条例を制定すべきではとの質問に対し、佐竹知事は「種子法は時代の流れにそぐわないとして廃止されたものであり、本県の政策に影響を与えるものではない。廃止後も優良種子が供給されていることから、条例を制定する必要はないと考える。米や大豆の生産を支える種子の安定的供給は県の責務であることから、引き続き関係団体や種子生産農家と連携しながら、品種開発から種子の生産供給にしっかりと取り組んでいく」と答弁されております。

県の責務として取り組むというのであれば、地方公共団体としての責務と覚悟を問うものが条例であります。秋田県の農業振興を図る体制づくりを進

める上で、その出発点として秋田県においても種子条例制定に取り組むべきと考えるものであります。町としても条例制定に積極的に働きかけていくべきと考えますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

次の、2点目の町道の草刈り等についてであります。

広域農道など主要な町道については定期的に大型の草刈り機で対応しているのを見受けられますけれども、町道脇ののり面等をなかなか対応してくれないという声も出ております。地域の方は町有地か私有地かの区別もわからないことと思っておりますけれども、雑草が伸びて見通しが悪くなっている箇所も見受けられるということでもあります。

交通安全の観点からも、草刈りや危険な樹木への対応など全町にわたって対応するのは大変な労力が必要であると考えておりますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、主要農産物種子条例についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、国では国家戦略、知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発供給体制を構築することを目的として、主要農作物種子法を平成30年4月1日に廃止いたしました。

秋田県では、同時期に県独自の秋田県主要種子農作物基本要綱を策定し、その中で民間品種を奨励品種にする際の手続などについて規定したところであり、民間の活力を含めて秋田県農業の振興につながるよう種子生産を推進していくとしております。また、県は、米や麦、大豆等は秋田県農業の基幹作物であり、その種子の安定供給は法の存廃にかかわらず県の基本的な責務であり、県が品種開発をやめたり種子生産の手を緩めることはない。したがって、県の役割を条例化により規定するよう要望もありますが、国会審議を経て民間の参入促進という観点で法が廃止されたことを踏まえると、県が条例によって規制することは考えていないとの方針を示しており、現段階では県への働きかけも難しいものと考えております。

町といたしましては、水稻、大豆など主要農作物は本町農業の基幹作物であることから、今後も国、県から情報をいただき、JA等関係団体と連携の上、さらには民間品種の動向も注視しながら、引き続き農家が安心して農作物の安定生産に取り組めるよう支援に努めてまいります。

続きまして、町道の草刈り等についてのご質問にお答えいたします。

幹線道路に関しましては、乗用の草刈り機で年間2回をめぐりに除草作業を実施しております。また、乗用機械による作業が困難な路線につきましては、道路維持作業員による草刈りにより対応しております。特に雑草が繁茂

し見通しが悪い箇所などにつきましては、住民の皆様からの通報や町道パトロールの際に確認し、危険度が高いと判断した場合はその都度対応しておりますのでございます。

なお、私有地から町道に伸びた枝や倒木の恐れのある樹木に関しては原則所有者で対応していただくことになっておりますが、緊急を要する場合などは所有者の同意を得て町で対応する場合もございます。

町道の草刈りににつきましては、引き続き景観や交通安全面へも考慮し、町道の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 （ 金子芳継 ）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番 （ 大澤和雄 ）

まず主要農産物種子条例の制定についてでありますけれども、町長が今県で、6月の議会で必要ないと、知事がそういうふうに答弁しているので、町長もそれに対して難しいのではないかということなんですけれども。（「マイク使ってください」の声あり）

そうした中で、この種子条例を独自に制定するという県がふえてきているというのは、やはりこの県の責任として、要綱はあるというんですけれども、要綱では要するに行政を縛ることはできないんです。この種子条例がなくなって、今後いろいろな支援が、国からの支援がなくなった場合、県だって撤退するかもしれない。いややるんだと言ったって、やるって言うんだったらきちんと条例で自分たちを縛るように、きちんと責務を明確にするべきではないんですかと思うんです。

例えば、北海道でも山形県でも皆さんそれぞれの道の責務、あるいは県の責務を明確にして条例をつくっているわけです。条例がなくなるとやるものはやるんだからいいじゃないかって、そういう考え方では私はいけないと思うんです。ですから、きちんとそういうことは今後ますます広まるでしょうし、やはり地元の三種町ももちろん基幹産業は農業です。秋田県にとってももちろん基幹産業は農業ですので、みずから行政を、みずから縛るという意味でも、きちんとした県の責務を明確にした条例を私は制定するべきだと強く思っているわけです。ぜひともそういうことを町長もう一度再考して、検討していただければと思います。

特に、県のホームページを見ますと、さすが農業県ということで体系的に施策を展開して、体系というふうにホームページに出されているんですけれども、県知事は、知事はこの条例までには至らなくても要綱でいいと、そういう考え方も一つあるということと、私の地域にも県の防除所の、いわゆる病虫害防除所というのが、調査する圃場があるわけです。そこにこの風力計とか雨量計とか機材、自動的にこの電話回線で送られるような、そういう設備があったんですけれども、それが壊れて、そこにただこの苗だけ移植して、あとその機材はみんな撤退したんです。本来であればきちんとそういう

ものを、また去年壊れたのでことしは更新するのかわかるとしたらもうそれはちょっとできないということで、ただ移植してこの苗を、自分たちで苗を持ってくるんですけれども、いわゆる稲熱病のついた苗を持ってきて、今度試験圃場に、枯れている圃場に移植するんですよ。その生育調査と病害虫の攪拌の状況を定期的に来て調べているんですけれども、今までそういう雨量計とかそういう機材をせっかく電話回線までつないでやったのに、そういうことが、今度予算がどうもおりないらしくて、そういう機材、設置する様子が見られないんですよ。

ですから、そういうことを見ますと、この種子条例でも、知事は県の責務だからやると言うんだったら責務をきちんと明確にした条例をつくるなり、あるいはそうした病害虫防除所に対してもきちんとしたそういう機材をまた更新するとか、そういう基本的な事柄を非常に私は、おろそかにするというわけではないんですけれども、その辺が、この対応が果たしてどうなのかと、ごく基本的な事柄を非常にある意味では軽んじているのかと、こうちょっと思うわけです。

その辺に対して、町長はこの今の県の農政に対する考え方というのはどういうふうに、私が思うには、非常にそういう基本的なことが、ちょっと我々農家とは考え方が違うのかと思うんですけれども、そうしたごく基本的な事柄に対してきちんとした予算なりそういう考え方を持っているのかどうか、その辺は私非常に疑問に思うんですけれども、その辺のところは町長どういうふうに県の農政、姿勢というか、どういうふうに思っているのかちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

県の農政についてでありますけれども、今、各、当然農業は基幹産業でありますし、県のほうも一生懸命取り組んでいるのは十分わかりますが、今はどちらかというと農業の大規模化、そういうところに目を向けているようで、こういう細かいところにはちょっとまだ目が行き届いていないのではないかという感じはいたします。

現場のほうもしっかり見ながら農業施策を打っていると思いますので、そういう意味ではこういう地元の現場の声をしっかりと県の農政のほうに伝えるようにしっかりと働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。

いずれこの種子法案廃止によって、民間企業の活性化ということで廃止し

たというんですけれども、いわゆるやはりなんといってもこの公的種子事業というものが、責任というのが実際なくなってしまったわけですから、やるものはやると言っただって、実際にこの法的根拠がなくなるということは非常に、その自治体によってはやはりこの税金をつぎ込むというこの法的根拠がなくなるということで、撤退というまでにはいかないにしても、そうした税金を投入することにこの躊躇する、そういうこともないとも限らない。ましてや民間だって採算が取れなきゃ撤退する。そうすると、本当に公的種子事業というものがなくなるということは、本当に農家にとって将来的に不安を持つものだと私はすごく思うわけで、ぜひともこの種子法、なぜこの他県でこういう独自条例を策定するように広まっているかということ、やはり種子法の廃止によって非常に今後危惧されることがあるわけです。まず種が足りなくなるということと、もちろん大規模ではなくて規模の小さい地方の品種は捨てられる。あるいは種の値段が大幅に上昇する。あるいは農業試験場のなどの規模が縮小し、技術のある人的資源、これがいわゆる世界の多国籍企業に委ねられる。そういう危険も非常にあるわけです。

もちろん今日本の米などの種子は100%国産なんですけれども、しかしこれがこの種子法の廃止によって、種子をつくっている農家、この農家が種とりを続けられなくなる、そういう状況も生まれてきますと、特に農業にとっては米農家よりも後継者不足ということで、種子の生産というのもまさに危機的状況にもあるわけです。ですから、やっぱりきちんとした公的な、県の責任も明確にした条例というものを制定するよう努めていただければと思っています。

いずれ、きちんと三種町の農家も続けられるように、県にさまざまな施策を要望しながら、きちんと対応していただきたいというふうに思います。これはこれで終わります。

次に、町道の草刈り等については、私有地については対応、緊急性のあるものについては地権者と相談しながら対応しているということなんですけれども、特に広域農道を見ますと、防雪柵のあるところは当然この大型の除草機械はちょっと刈っていけない。ほとんど地域の方々がこの集落単位でそういうところはみずから、年に2回ぐらい自主的に草刈りなんかをしているようなんですけれども。そういうところをどうせだったらその地域に、どうせだったらそういう大型の機械で刈れない部分を、距離等定めて、その地域の自治会等に委託するという方法もとってみてはどうかというふうにちょっと思ったんですけれども、そういうことはちょっと考えられないものでしょうか。ちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤 敦)

お答えいたします。

まず今大澤議員おっしゃるとおり、その防雪柵のところ等はまず人力によ

る作業になるわけでございますけれども、そういう箇所が、延長が結構ありまして、議員おっしゃるとおりその自治会単位で委託するとか、そのような手法も考えられます。

ですけれども、今現在まだそういう話し合いになっていませんので、今後財政当局とも相談しまして検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

これが金額の多寡にかかわらず、もちろん地域の方が求めているのはそうした補助事業等で、年に何回か自主的に集まって草刈りや清掃を一所懸命やられておりますので、そういうところは非常に助けられておりますし、具体的にじゃあこの部分は、委託できるものは委託するとかそういうことも、金額にかかわらず、もしそういうことができるのであれば、ぜひとも検討して対応していただければと思います。

私にいろいろなこの相談がきたんですけれども、樹木などで覆われて電柱や電線にかぶさっているところとか、そういうの結構あるようで、そういうところも見てみると危険で対応していただきたいというようなことも言われているんですけれども、そういうところは、いわゆる通常であれば東北電力がそういうのは巡回して、個人のものであれば個人の家に行って切らせてくださいとかそういう対応をしていると思うんですけれども、町道の部分に対しては東北電力から町に対してもそういう問い合わせというのがあるのかどうか、ちょっとその辺確認したいんですけれどもどうなんでしょうか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

電力またはN T T、電線関係に倒木等がかぶさっている場合とかは、年々やはり電力から申し出、または逆にこちらのほうから木の枝の伐採とかをお願いする場合もございます。

以上です。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

わかりました。

これひとつ地域で、防雪柵のあるあたり、みんな自主的に出て草刈りなんかするんですけれども、防雪柵の撤去された部分に基礎が残っているんです。そういう部分があるんです。それで、そこに防雪柵をまた設置するのかというところでもない。そこに基礎とそこに埋められたボルトが残っているわけです。

そうすると、結構草刈り機のとくに気をつけるんですけれども、草が生い茂ってくると、この辺にあるなと思っていながらも草刈機に引っ掛けたりとか、非常に危険なときがあるんです。あれを全部撤去するとなると、半端じゃない基礎なのでそれはまず無理だろうけれども、途中からでも、あと使わないのであれば、ちょっとその辺はもう途中から削り取るとか何とか対応をできればという声が結構あるんです。ちょうどそのボルトが、ちょうどそこに埋められているものですから、草を刈るときに気をつけるんですけれども、それにこの機械、特に背負い式の草刈機じゃなくて今は歩行型の草刈機なんかも引っかかると非常に危険なので、そういうのもできれば全部、それ下から撤去するとなると、半端ではない基礎ですからそれは無理としても、途中からでもちょっとでも削り取るなり何かその上にうまく土をかぶせて普通の路肩のような形にしてくれたらという声はかなりあるんですけれども、これからそういう部分について対応は考えているのか、いないのか。

いずれ全町たったってそんなにあるのかないのかわからないんですけれども、でも結構あるんです。壊れて、別のところに防雪柵を新たに設置した部分もあるんですけれども、壊れて撤去した部分に基礎だけが残っているという部分もあるわけです。そうしたところに、地域の方々が草刈りをするときにちょっとそれに当たってしまうということもありますので、それに対して何か対応してくれるのかというか、そういう対応が検討されているのか、考えているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤 敦)

お答えいたします。

そのような場合、ご迷惑をかけて大変申し訳ございません。

今議員からお話を聞いた段階で、まずは私の今ここでの考えですけれども、そういう箇所につきましてはまずポール等で囲う等安全対策を講じたいと思います。

以上です。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

今すぐというわけではないにしても、できるだけそういうのを、ちょっと全町を確認して、対応できるものであれば対応していただきたいと思います。

いずれ今後とも今一番、今の時期が枯れないで一番緑も深くて、草も樹木も一番勢いのついているときで、見通しの悪いところとかは結構見受けられますので、ぜひとも交通安全のためにも対応をしていただければと思います。

終わります。

議 長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の一般質問を許します。9番、成田光一議員。9番。

9番（成田光一）

それでは、私のほうから、先に通告してあります2つの事項について質問させていただきます。

初めに、台湾南投懸政府文化局との友好交流についてであります。

台湾南投懸政府文化局と平成28年9月29日に友好交流覚書を締結しております。

それで、質問です。その後、どのような交流事業を行っているのでしょうか。そして、その成果をどう検証しているのでしょうか、伺います。

そのところの2つ目です。今後の台湾交流事業をどのように行っていく考えなのでしょうか、伺います。

次、2つ目の事項の質問です。

自治会からの要望の対応についてです。

毎年自治会からの要望が上がってくると思われまます。これまでどのように対応をしてきているのでしょうか。

そこで、質問です。年間8,000万円の予算をおいて、主に道路の維持補修などに充てているようですが、要望件数に対してどの程度の割合で対応ができているのでしょうか。また、まだ対応ができていない要望件数はどの程度あるのでしょうか、伺います。

壇上からの質問は以上です。

議 長（金子芳継）

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

それでは、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「台湾南投懸政府文化局との友好交流」についてお答えいたします。

県が積極的に行っている台湾との交流事業は、当町でもインバウンド・アウトバウンドを通じ、町の活性化を図る目的で、平成26年度より台湾交流事業を行っております。平成28年9月29日には議員各位からもご出席をいただき、当町において台湾南投懸政府文化局との友好交流覚書を締結しております。

親日派が多く、日本の地方都市へも観光に訪れる台湾の旅行客は、訪日外国人の中でも中国、韓国に次いで3番目に多く、秋田県も積極的に観光PRを行っており、今年度から秋田と台湾との国際定期チャーター便も就航しております。

議員ご質問の、「友好交流覚書締結後の交流事業と成果の検証」について

でございますが、自治体交流では、平成29年1月に「南投懸砂像テーマパーク竣工式」への招待を受け、表敬訪問をしております。また、県が主催する台湾トップセールスに合わせ、平成29年8月と平成30年8月に南投懸政府文化局に表敬訪問し、交流の継続を確認してきております。

民間交流では、サンドクラフトに台湾の砂像彫刻家を毎年招聘しているほか、台湾での農産物商談会にも「じゅんさいの里活性化協議会」と「JA秋田やまもと」と共同でじゅんさいのPRを行っております。

成果の検証につきましては、覚書を締結したことにより、他の自治体にはない信頼関係が築かれ、自治体間交流の推進では一定の成果をあげたと考えております。しかし、その後の「人や物」の交流には至っていない現状からも、せっかくの太いパイプを有効活用していかなければならないと考えております。

次に、2点目の「今後の台湾交流事業をどのように行っていく考えなのか」についてでございますが、本年4月1日に発足した能代山本広域連携DMO「あきた白神ツーリズム」がメインターゲットとしている台湾からの誘客事業により、当町の観光情報を発信するとともに、南投懸政府文化局との信頼関係を継続し、最大限活用しながら、台湾との交流を広域DMO事業に取り込み、推進していきたいと考えております。

広域DMOの具体的な取り組みといたしましては、旅行エージェントへの商談に向けたポータルサイト構築とWEB配信事業など、営業素材の整備及び台湾へのインセンティブツアーの実施とじゅんさい摘み採り体験など、体験コンテンツの宣伝並びに有識者を招いての観光事業者や住民も巻き込んだインバウンド勉強会の実施などがございます。

また、町単独では、南投懸政府文化局との友好交流覚書締結による信頼関係を足場に、民間交流の推進など交流の絆を深めたいと考えているほか、県が行う台湾トップセールスや商談会などに参加し、当町の観光PRや特産品の売り込みをしてまいりたいと考えております。

続きまして、「自治会からの要望の対応」についてお答えいたします。

道路維持補修など平成30年度実績についてでございますが、道路橋梁費の一般補修工事費で対応した件数は、要望件数63件のうち、平成29年度以前から継続している7件を含め、42.8%の27件、事業費で7,961万8,680円となっております。

毎年自治会からはさまざまな要望をいただいております。その多くは環境整備への要望でございます。要望事項には対応可能なもの、不可能なもの、対応に時間がかかるものなどさまざまな案件がございますが、対応可能な案件につきましては、地域のバランスや緊急性などを考慮し、可能な限り地域の要望にお応えできるよう整備を進めているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番 (成田光一)

それでは、私のほうから再質問をさせていただきます。

初めに、南投懸政府文化局との交流、友好交流についてですけれども、締結してから3年たつわけなんです、見る限りで何かまだまだ全然交流としての実績がないような感じにしか受けとめられません。3年も経っているわけですので、それなりに町民に浸透できている事業があってもいいじゃないのかという感じがしております。

答弁の中で、JAとか団体で物産の交流とかやっているようでも、そういった物産交流についてですが、特産品や物産、農産物、こういったものについて具体的にどういう見通しを立てているものなんですか。JAの方々とか、どういう感覚で今後捉えようとしているものなんでしょうか。あわせて答弁願います。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

物産の交流ということで、主にじゅんさいのPRのほうを行っているわけでございますけれども、なかなか商業ベースの輸出となりますと、検疫の問題が、かなりハードルが高くて、なかなかそういう商業ベースに乗れないのが現状でございます。

今現在JAのほうでも冷凍じゅんさいのほうが生産しておりますので、そこら辺のほうでこれから可能性があるのではないかと今は考えておるところでございます。

議長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

三種町農産物といえばやはりじゅんさいが出てくるわけなんですけれども、今冷凍じゅんさいの話が出ました。これは我が町特有のものだというふうに認識しているというか、技術がもう確立できている商品だと思うんです。そういったものをやっぱりもっと前に出てPRしていてもいいんじゃないかというふうに思います。

台湾にはじゅんさいっていう農産物、農産品が、どういうふうに捉えられているんですか。余りないというふうには聞いているんですけれども、どういう感覚なんでしょうか、台湾は。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

いずれ台湾のほうにはじゅんさいというものはないのかと思っておりますが、いずれ中国産については台湾のほうに出荷されているかはちょっとわかりませんが、いずれじゅんさいそのものについては台湾の方々には認識はないということでございます。

議 長 (金子芳継)

9 番。

9 番 (成田光一)

そういうことであれば、なおさらのこと一所懸命頑張って、日本一のじゅんさいですので、世界にPRしていただけるチャンスだと思います。ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。もちろんほかの農産品もいろいろあるんでしょうけれども、そういったのも合わせて何とか、せっかくの機会ですので、もう3年もたっています。どうかひとつ形に、目に見えるものをやっぱりつくっていかないと、これまで一所懸命旅費とかかけてやってきている割にはどうも見えていないという素直な感じですので、質問させてもらっております。

さっき町長のほうからも、県とのトップセールスのことがちょっと出てきました。これまでトップセールスに同行しているっていうのは何回あるんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (桜庭勇樹)

交流課長 お答えいたします。

平成27年度から毎年継続して行っております。

議 長 (金子芳継)

9 番。

9 番 (成田光一)

毎年となるともう結構な回数、それなりの旅費を投入しているんだ、予算を投入しているんだと思います。

当然、町の職員が同行して行っている話なんでしょうけれども、それもいいんでしょうけれども、やっぱり民間の人がそろそろ出向いて形をつくっていく時期になってきているんじゃないかというふうに思います。

ぜひ、職員が同行してもいいですけども、これまでせっかくお金をかけてここまで来ているわけですから、そのじゅんさいだけでなくいろいろな農産物、ピックアップして、JAとか提携して、ぜひこれからも進めていただきたいし、民間人とかセールス含めて同行できるような、そして農産物がどんどん開けていくようなスタイルをつくっていただきたいものだと思いますが、その辺まだ考えていないんでしょうけれども、町長これからどういうふうな感覚で捉えていくのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

台湾事業でありますけれども、正直申しまして今町長が個人的に、県のトップセールスと同行して表敬訪問というのが今主な活動であります。

今後実際人的交流を進めるとなると、かなりの経費の負担だとかそういうのもあると思います。そういうところも踏まえまして、これから将来に向けてはいろいろな意味で考えていく時期にもなっているのかと思いますので、つながりは当然大事なんですけれども、そういうところをしっかりとキープした上で、どこまでの交流を図っていくのか。当然農産物だとかそういうところはしっかりとやっていければいいと思っておりますけれども、人の行き来の部分では、観光DMOだとかそういうところもしっかり協力しながら進めていかなければいけないと。町単独でやっていくのはなかなか、そろそろいろいろな意味で考える時期でもあるのかとも思っておりますので、これからまずDMOの動きも含めてという形で、町が協力してそういう人的交流だとかに絡めていけるのか、そういうのも検討していきたいと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

9番。

9番 （ 成田光一 ）

今まで3年間足を運んで、毎年県のトップセールスに同行してというのは、もうそろそろ時期的には、やはり何回も言うとおりにいいんじゃないかと思えます。やっぱりそういった人的交流、物的交流、予算かかるんですけども、何のためにやるのかということ考えたときには、やっぱり予算かけてもやるべきはやる必要があるというふうに思いますので、どうかひとつ三種町を売っていくためにも何とか新しい方向で進んで行ければと思います。どうか検討よろしくをお願いします。

それから、教育長に1つ質問ですけれども、子供、小学校、中学生を対象としたスポーツ交流であったり文化交流、こういったものというのは今まで教育委員会の中で、この締結後話し合いというのはなかったものなんですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

これまではそういう話、話題に出ておりません。

議 長 （ 金子芳継 ）

9番。

9番 （ 成田光一 ）

ぜひ、将来の宝ですので、これを機会に台湾交流やるべきじゃないのかと思います。中身については教育委員会のほうで揉んだ上で決めることになってしょうけれども、やっぱりこういったチャンスを捉えて、子供たちにもそういう世界を見てもらう機会があってもいいと思いますので、もちろん予

算の絡みがあるのは十分承知してはいますが、やっぱりこういったことをちょっとせつかくの機会だから議論していただく場があってもいいのかなと思いますが、教育長どういうもんですか。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

今後スポーツ文化関係で検討してみたいと思います。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

ぜひ検討してください。前に向かう検討をしてください。よろしくお願いします。

職員による訪問、何回も言いますが、職員が何度訪問しても友好交流は前に進まないと思います。民間人が出て行って初めて形が出てくるのが友好交流だと思いますので、その辺ぜひ踏まえて一つ前に向かって、一步前に進む気持ちでやってほしいと思います。この件につきましては以上で質問を終わります。

次に、自治会からの要望の対応についてですが、この内容については私過去にも2度ほど質問をしております。大体中身はわかっているつもりで質問させてもらったんですけども、ずっと年間8,000万円の予算措置の中で、この自治会対応ということでやりくりしているように私見していますけれども、この、さっきの可能な限り、対応可能な限りということで答弁をいただいておりますけれども、やっぱり8,000万円という額は担当課として妥当な額だと思っておりますか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

8,000万円ですが、毎年度要望内容変わっています。

それで、まず我々事業課としましても、このぐらいあれば間に合うとかそういう感覚は一切持っていませんので、幾らあれば間に合うとかそういう感覚は今まで持ったことがございません。まず割り振られた予算の中で自治会対応をしていくという考えを持って対応しております。

以上です。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

その気持ちは十分わかりますけれども、先ほどの町長の答弁ですと42.8%それに応えているんだということのようです。半分はまずある意味町民が我慢しているということになるのかなというふうに捉えざるを得ません。

この間の7月、各地区に分かれて3回にわたって自治会長会議が開かれていますけれども、その辺でそういった、もっと補正してほしいとか、要望というのは、またふえたとかそういうのはありましたか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

さきにですけれども、その30年度実績全体の42.8%でございますけれども、これ要望件数総数の割合でございます。当該年度56件あったうち28件が管理者の違い等対応できないとありまして、28件を除けば対応したパーセントは77%になります。

それと、自治会長会議を終えての要望でございますけれども、3カ所ありましたけれども、予算をふやしてほしい等の要望はございませんでした。

以上です。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

私は去年にもこの質問をまずしたときに、要望の取り方を統一したということで、今までのあいまいな回答で、何年も同じ要望を提出してもらうことはなくなったというふうに回答を得ていまして、そういった意味ではすごく担当のほうで頑張ってくれているんだというふうには思います。

ただ、毎年やっぱりこの要望というのはさっき言ったとおり、課長からもあったとおり毎年その要望内容が変わるわけです。毎年ふえてくるわけですよ。ある予算の中でやっぱり対応せざるを得ないっていう現状は当然答弁の中でもわかりますけれども、実は平成29年6月の、当時の町長の答弁ちょっとあったんですけれども、これを私質問した中で答弁してもらっているんです。精査して、8,000万円から4,000万円ふやして1億2,000万円にしたかったんだけど、財政のほうから削られたので結局8,000万円の経緯になったというふうに、これ平成29年6月の町長答弁なんです。

中身的に大変だというのはわかりますけれども、こういったことも踏まえると、やっぱり必要なものはもうちょっと、精査の仕方いろいろあるんでしようけれども、精査を変えることができ、ここに予算をもっと持つことができるのであれば、同じ全体の枠の中でやりとりできる部分だと思うし、何よりも自治会からの要望というのは町民の幸せのために大事な部分ですので、ぜひ予算をふやすことを考えていただけないものでしょうか。

ある8,000万の中で今やりくりしているという答弁がありました。もっとふえてもその中でやりくりできるという話だと思えます。どういものですか、町長。町長からひとつお願いします。

議長（金子芳継）

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

予算の枠をふやすということなんですけれども、これは総額の中で、また来年度に向けていろいろ検討させてください。

今上げるとかということは、ちょっと現場のほうともいろいろ相談しながら決めていきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

9 番。

9 番 (成田光一)

精査してやりくりできるものなら、どうかひとつ町民の要望、幸せのためですので、頑張ってみていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

9 番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、2 番平賀真議員の一般質問を許します。2 番、平賀真議員。

2 番 (平賀 真)

それでは、私から、さきに通告しております次の2点について、町長の考えを聞きたいと思えます。

1 点目でございます。

選挙公約の進捗状況をお伺いいたします。

初当選後早1年4カ月が過ぎましたが、現在の心境をお伺いしたいと思えます。

昨年、立候補に当たりさまざまな公約を提示されましたが、実現に向けての進捗状況をお伺いいたします。

平成30年度の決算、平成31年度の予算執行状況を精査し、令和2年度の予算編成がご自身の考えを発揮していく初年度になると思えます。これからの町づくりにかける思いを改めてお伺いいたします。

2 点目でございます。

国、県、市町村等との連携をお伺いいたします。

町長就任以前は国会議員秘書を26年間務められ、国、県、市町村、各種団体と深いつながりを築かれてきたはずであります。三種町発展のためには貴重な財産であると思えます。

町長就任以来、人脈を生かし、どのような活動を展開されてきたのかお伺いいたします。また、これからどのように生かしていくのか具体的に教えていただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

2 番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、平賀真議員のご質問にお答えをいたします。

まず、就任以来1年4カ月を経過しての現在の心境とのことですが、改めて三種町には急いで取り組まなければいけない多くの課題があり、町民の皆様の負託に応じていくためには、より慎重な判断が求められていることを痛感しております。町内の自治会や団体の皆様と接する機会の中で多くのご意見やご提言を頂戴し、中長期的な視点で取り組まなければならない課題、早急に対応しなければならない要望等をしっかりと見極め、職務に当たってまいりたいと考えております。

公約の進捗状況とこれからの町づくりについてでございますが、町民の生活を守る住環境の整備や災害に強い安全なまちづくりのためのインフラ整備ということで、こちらのほうでは町営住宅の建てかえ工事や三種川河川改修、そして五城目能代線拡幅工事、国道7号歩道拡幅工事等に進展がみられております。高齢者の日常生活の環境改善には、地域の皆様のご協力により、共助団体によるふれあいバス・巡回バスの運行がよいよ始まります。この事業が地域に定着し、生活の移動手段・買い物支援の一助になるように期待をしております。

また、基幹産業である農林業を含め観光などの産業振興については、観光資源である森岳温泉・石倉山公園の整備に対し、活性化協議会からの提言をもとに、歌の集い等のイベント開催、それと日本クアオルト協議会大会に関連して公園管理棟や周辺的环境整備を進めてまいりました。また「ゆうぱる」の改修を急ぐとともに、にぎわい創出のために新規出店を促すべく、新しい助成事業も創設していかなければならないと考えております。さらに、能代山本広域で観光DMO「あきた白神ツーリズム」を立ち上げ、インバウンドへの取り組みも始まっております。この圏域の中で三種町の役割をしっかりと果たしていかなければならないと思っております。

農業関係では、これまでの特産品の生産・販売を堅持しながら、もうかる農業経営を確立するためにも、将来のスマート農業も視野に入れた農業基盤の整備が必須であると考えております。

未来を担う子供たちへの教育の充実を図るためにも、小・中学校や保育園の統廃合も少子化、施設の老朽化の中で避けては通れない課題であると思っており、将来の教育環境を見据えて取り組まなければならない重要な時期に来ていると認識しております。

いずれにいたしましても、町の財政状況が今後さらに厳しくなると予測される中で、各種事業のよいところは継続し、見直すところは見直し、限られた財源の中で選択と集中による優先度を考慮しながら「町民の皆様が住んでよかった、暮らしてよかったと思われるまちづくり」を目指して頑張りたいと思っております。

そして、職員の皆さんが意欲的に職務に取り組める環境づくり、役場づくりにも努めてまいります。

続きまして、国、県、市町村との連携についてのご質問でございますが、これまで国や県に対しての要望活動、それから町単独で行っている要望・陳情活動では、各官庁の要人との面会を含め、効果的な活動ができているものと考えております。また、町の事業推進に必要な的確なご助言等もいただいております。

今後は、能代山本の広域連携はもちろんのことですが、県北地域、三種町においては男鹿市や南秋田郡とも連携が必要であります。人口減少・少子高齢化が進み、それぞれの自治体が単独では厳しい時代となってきます。将来に向けて市町村間の連携を構築するために人材育成にも取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番、平賀真議員。

2番（平賀真）

それでは1点目の質問の再質問を行いたいと思います。

毎日本当に激務に追われて、休む暇のない日々を送っているのは十分理解しております。

今回30年度の決算書が出ましたけれども、これはあくまで数字ですので、それぞれの課で、予算の支出の結果によって対費用効果というか、言ってみればその事業の実績といいたいまいしょうか、例えばこれまで三種町では子育て支援事業ということで、出産に対しても補助をあげ、また高校生までの医療費無料とか給食費、それぞれさまざまな形で子育て世代に援助をしてきましたが、その結果、子供の出生数がふえたのかどうか。また、若い世代が、こういった補助は大変有効に生かしたいということで、転入をしてきた若い所帯があるのかどうか、そういった点を今後検証していくべきかと思えます。

そういったものを、先ほど、よいものは続け、見直すものは見直すということでございました。この中でありましたように、地方交付税が減額になって、このままいきますと毎年毎年3億円近い減額になっていくと、当然予算の執行規模が小さくなるということでございます。各自治会からもさまざまな要望を各種団体からもありますように、今率直に30年度の決算書を町長見て、ずっと精査してみたと思いますが、その決算のほうの感想そのものを少しお持ちでしたらお聞かせください。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

昨年一年の決算書、昨年の9月議会でもその前の年のを見ているんですけども、本当に各事業にわたって手広く、いろいろ事業を行っていることであります。本当にこれが、本当に全ての町民の方々に有効に使われているの

かということをしていろいろ自問自答しながら見るわけでありましてけれども、いろいろな要望にしっかり応えていくということはなかなか難しいことだと思っております。

昨年からなるべく予算をふやさないようにということで、いろいろ当局のほうも頑張らせていただいておりますけれども、これから先やはりどんどん縮小するであろう予算を本当にどうやって使うのか、これからは難しい事業選択が待っているんだろうと、そのように思っております。

そういう意味でも、いろいろな要望をしっかり受けとめるのは当然でありますけれども、できないものは残念ながらできないと言わざるを得ないときもあるのかと、そう思っております。

いずれこれからはっきりもう一度決算書を見直して、来年に向けて頑張っていきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

今年度、今までさまざまな町民のためにということでいろいろな事業をやっていましたが、今回100歳の祝い金を初めて減額といたしましょうか、言ってみれば、もしかしたら来月100歳でもらえる、この額をもらえと思った人が非常にショックを受けた場合もあるかもしれませんが、そういった限られた予算を縮小していくということは、そういった痛みを伴うと。言ってみれば、町長にとっては身を切る思いと言いたしましょうか、そういった厳しい覚悟で予算の執行をしていかなければならないかと思えます。

それで、中で、これ令和2年度の予算の参考的にお話ししますけれども、やはり言ったように対費用効果というものをクアオルトでいうと、この平成30年度のを簡単に計算すると、ソフト関係だけでも1,000万円を超えているようでございます。クアオルトの目標というのは、将来的には町民が健康で、要は医療費のかからない削減と言いますけれども、ソフト事業だけで1,000万円を超えているというのは、果たしてそれが将来につながるのかという、そういったところも大きな検討の余地があるかと思えます。

クアオルトだけではございません。この予算を見ると、補助金に関しても本当にもうギチギチと言いたしましょうか、もう前年踏襲という形で、こういった各種団体、各種事業の補助金に対しても、今がこれだけ、もう将来、あと10年後は、もしこの財調が全部マイナスに当てはめていくと基金がゼロになるというのも推計で出ていますので、そういったことを、町民の方々に理解を得るような形で、お互いにこの町が、子供たちが安心して暮らせるようなまちづくりのためにはどうしても痛みも必要だということを、事あるごとにまた知らせていく責任も町長にはあるかと思えます。

そして、毎年交付税が削られる中、財源の確保ということで、これ新聞等を見ますと、町の場合はほとんどが銀行の預金で、言ってみれば利息が0.01%の中で運用しているかと思えますが、ほかに運用の仕方とか検討され

た経緯はあるのでしょうか。その点をお願いいたします。基金の運用です。

議 長 (金子芳継)

会計課長。

会計課長 (平澤仁美)

お答えいたします。

基金の運用につきましては内部で話し合っている、昨年度あたりからいろいろ話し合っている状態で、今年度につきましても、その運用をどう進めていくかについてこの後検討をする会を持ちたいと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

同僚の安藤議員も以前基金の運用について、当局に対して、株でしたか、そういうふうな株の運用とか、言ってみれば果実が生じるような運用をしてはという提言があったようでございますけれども、新聞等を見ますと、大館市では基金の運用を債券にシフトということで、国債等をやって、基金が111億ですか、ある中の30億円を使って年間6,000万円の収益を得ているというふうな報道を目にしたことがございます。

うちのほう、町のほうでは33億円が、これができるような額だと思いますけれども、そういった形で、33億じゃないな。その基金のところを、財調が38億円になりますか、そういった形で、全額は当然無理ですけれども、そういった形で、もちろん国債の場合はリスクはないと思いますので、そういったことを職員の意見を聞きながら、執行部のほうで検討してみてもいかがでしょうか。ぜひ検討してもらいたいと思いますが、課長のお考えはございますでしょうか。

議 長 (金子芳継)

会計課長。

会計課長 (平澤仁美)

そうですね。今議員がおっしゃるように、他町村の動向など見極めた上で、我が町でもやはりそういう、この低金利時代において、ほかの運用の仕方っていうのを積極的に考えていくときだと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

というか、それぞれ銀行とのお付き合いもあるかもしれませんが、やはりこういったお預かりしているお金をきちんと運用して果実を得るというのも、またそれぞれ役場の務めかと思しますので、前向きに検討していただけだと思います。

あと、町長の公約の中で、やはり当然町長の公約というのは町長になる前

の公約ですので、当然なってからこの1年4カ月の間で、これはちょっと実際とはそぐわないとかそういうところも出てくるかと思えます。

一番ちょっと私は町長の、選挙管理委員会で作った選挙公報で、具体的に一つあるのがありまして、琴丘地区への土床体育館建設をという、これが俗にいう箱物の提言でございましたけれども、これに対しての今現在のお考えがございましたらお聞かせください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

就任してから、正直言ってまだそこまでの検討はしておりません。

ただ、地元の方々ともう一度お話をしながら方向性を決めていきたいと思っております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

これまでの予算を見直して、新たにまた新規事業を起こすというのは大変なことだと思いますけれども、先ほどは合併特例債がまだあるようでございますし、この公約というのは4年間でできるもの、できないもの、また、やはり無理なものとかあると思いますので、こういったものを、やはりきちんと方向性を持ちながらやっていただければと思います。

町の厳しい状況はもう十分にご理解なさっておるようでございますので、先ほど言いましたように見直すところは見直す、優先順位というのは、やはり職員との対話もですが、議会との対話というのも、町民との対話が一番ですけれども、町民から受け取ったものを、職員の間で共通の認識を持って、そして議会とも共通の認識を持って、町が少しでもよりよく住みやすい町になるよう鋭意努力していただければと思います。

あとは、2点目のほうになりますけれども、この本当に人とのつながりというのは、これは誰にでもできることではなく、これまでの培ったことが生かされていくことだと思いますので、遠慮することなく、これはご自身が築かれた人脈と言いましょいか、築き上げてきたものですから、これは県内の市町村長も皆さんそれぞれのつながりはお持ちかと思えますけれども、やはり広域的な発想にかけながら、少しでも我が町に利することも少しは重く受けとめながら、なおかつまたスクラムを組んで頑張っていただければと思います。

では、こういった財源確保のためにさまざまな活動と平成2年度の予算の組み、今からもう心して、痛みを伴うものであったら早目に、突然ドンとこういうんじゃないくて、そういうような形で、下地を組みながらこういった形でやっていくべきかと思えます。

令和2年度、これからの予算編成なのは十分わかっておりますけれども、

もし今これからのまちづくりにかける思いと、令和2年度の予算編成にかける思いがございましたら、今一度お聞かせください。

議 長 (金子芳継)
町長。

町 長 (田川政幸)
お答えをいたします。

繰り返すようであれですけれども、やはり地域の皆さんの要望にはしっかりと応えたいというのがまず一つあります。その中でもやっぱりできないもの、できるもの、ありますので、やっぱり基本は選択と集中なんだろうなと思っておりますので、それをまず翌年に向けてしっかり精査して、自分のカラーが出せるような予算を組んでいければいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (金子芳継)
2番。

2番 (平賀 真)

それでは、先ほども言いましたけれども、各事業の対費用効果を見極めながらの、事業そのもの、また補助金に対しても見直しをかけるような形でよろしく願いいたしたいと思えます。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤千作議員の一般質問を許します。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。

第1として、保育園の給食副食費の負担軽減策にと、学校給食費の完全無料の実施についてであります。

幼児教育・保育の無償化がこの10月から実施予定ですが、保育園給食費の負担の取り扱いが焦点となっております。副食材料費、これは国基準で4,500円ですが、公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は無償に伴い、年収360万円以下の世帯を副食材料費の免除対象としましたが、年収360万円超の世帯は新たな負担となります。

横手市は県助成に上乗せして給食、副食費無料とする旨の新聞報道がありました。国の方針は生活保護世帯、第3子以降に加え、年収360万円以下の世帯の副食費を免除する内容であります。秋田県は、世代年収等に応じ、月額4,500円を上限に助成する。そして、横手市は独自助成で所得制限をなくし、全世帯無料にする内容となっております。三種町も県助成に独自上乗せで給食副食費は無料にする方針と聞いておりますが、その対応等についてお伺いいたします。

次に、学校給食費の完全無料化についてであります。

今、学校給食費無料化は全国の流れであります。県内でも、八郎潟町、東成瀬村に続いて、当三種町でも第1子・第2子は半額減免及び第3子以降は全額免除にしております。これを完全無料にして、子育て応援を充実していったらどうでしょうか。

次に、町道等の側溝改良、ふたの設置についてであります。

琴丘地域の側溝改良、ふたの設置事業は大分進んできております。現在は、浜村地域で秋田進行方向の右側の工事を行なっております。これは、つい二、三日前に完成したようです。今後も未改良地域の計画を立てて進めていくべきだと思います。

浜村地域の今工事やっている反対側、要するに左側、これの改良。これもこの10日ごろから何かとりかかっているようではありますが、新屋敷は、南地域はほとんど完了しておりますけれども、北地域の一部分がまだ未整備となっております。その改良と、鹿渡地域の渡一商店の手前のごく一部分がまだ残っております。あと、山谷集落入口付近も未整備ですので、改良計画を立てて取り組んでいったらどうでしょうか。それで新屋敷から山谷地域の町道の幹線道路の側溝改良は完了します。通学児童や住民の安全通行に大きく寄与することは間違いありません。

改良を望んで、壇上での質問とします。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

「保育園の給食副食費の負担軽減策」と「町道等の側溝改良・ふたの設置について」のご質問に私からお答えし、「学校給食費の完全無料化の実施」については後ほど教育長のほうからお答え申し上げますので、ご了承くださいるようお願い申し上げます。

初めに、保育園の給食副食費についてでございますが、議員ご質問のとおり、国では幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児の副食費用、いわゆるおかず、おやつ代などを実費徴収としたところでございます。

この決定により、県ではすこやか子育て支援事業制度の拡充を行い、年収に応じ2分の1、4分の1の割合で副食費の助成を行うことしております。

それに伴いまして、町では県のすこやか子育て支援事業にさらに単独の上乗せ助成を行うという方針から、今定例会に関係する補正予算を上程し、9月3日に議員の皆様から可決していただいております。

助成方法といたしましては、月額4,500円を上限とし、所得制限を設けず、全世帯を対象に副食費を助成するという内容となっております。

町立4保育園と鶴川並びに浜口保育園については上限額の範囲内に収まる見込みであり、また町から保育園に対し直接助成を行いますので、保護者か

らの副食費の徴収はありませんが、幼稚園や他市町村への広域入所の場合などは、保護者から通園施設に一旦副食費を支払っていただき、後日町から保護者の皆様へ助成交付する償還払いの方法をとることにしております。

10月1日からの円滑な施行に向け、この後各保育園、幼稚園並びに保護者の方々への制度周知に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、町道の側溝改良についてのご質問にお答えします。

現在、浜村地域におきまして、秋田市方向に向かって右側の改良工事を実施しており、その後左側120mを改良する計画としております。また、新屋敷の北部未改良箇所につきましては、9月3日から12月13日までの工期で側溝改良工事を発注しております。

今後の計画でございますが、来年度は浜村地域の秋田市方向左側、今年度改良した続きを施工し、その後鹿渡駅入り口付近、一本木地域の側溝改良を実施する計画としております。

引き続き通学における安全へ配慮し、計画的に整備してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

私からは以上です。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

それでは私から、「学校給食費の完全無料の実施」についてにお答えいたします。

平成26年度に、小学校及び中学校に在学する第3子以降の児童生徒の学校給食費の全額免除を実施いたしました。平成27年度からは減額制度の対象をさらに拡大し、第1子及び第2子は半額、第3子以降については全額を免除することといたしております。

学校給食法では、給食センターの施設や設備の維持管理費と運営に伴う調理などの人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者が負担することと定めております。

本町で小中学校の給食費を完全無料化した場合、平成31年4月の児童生徒数から算出しますと、現在の減額分2,420万2,000円と、さらに保護者負担分1,806万8,000円が必要となり、総額4,227万円が町の負担として試算されます。

子育て環境の充実や定住促進等の観点から、学校給食費完全無料化を実施する自治体がふえていることは認識しておりますが、今後の児童・生徒数の推移、町の財政状況や近隣市町村の動向を見据えながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

この保育園の給食の副食費、これは当初何か大々的に出たのが、横手市がもう県内で初めて助成するというふうなことで、新聞報道が大きく出ました。

全国的にはどうなのかということで、みんなかなりこれには力を入れて今やっているところで、県内もこの間、新聞報道ではかなりのところがこの副食費無償にということで、15市町村に広がっているというのが出ました、報道で。これは大変いいことで、国基準で新たに月4,500円もかかるんだったらもうこれ父兄の人は大変な状況だろうというふうに思っておいたら、こういうふうに三種町もいの一でこれに助成をしていくというふうなことで、大変結構なことだろうというふうに思っております。

これ、あれですか。県が2分の1助成、360万円以上の部分、640万円以上の年収の方々は4分の1助成で、町はそれ以外のところでの負担でしょう。これはどのぐらいの負担になるんですか、もしやらなかった場合には、金額として。もうやるんだけれども、この減税に当たる分の金額はどのぐらいになるんですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷司）

県が2分の1といいましても、その2分の1は町が持っておりますので。その残りの2分の1が単純に今回無償化する、完全無料化するための町の単独の上乗せ助成ということになります。

それにつきましては、3歳から5歳児の公立保育所を除く私立保育園に入園している年収360万円以上の世帯の子どもを約80名と推計しております、それに4,500円を掛けますと6カ月で210万円ほどの、9月補正に計上した額でございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

わかりました。

これはこれで、何か新聞報道によるとやらないところもあるようですよね。秋田市あたりは全然やらないと。（「やるようです」の声あり）やることになったんだ、それも。本当。失礼しました。やることになったそうです。それはまずそれであれです。

学校給食の無料化、かなり頑張って第3子以降の無料、そして第1子、2子が半額ということですずっと来ておりますけれども、これを完全無料にするっていうふうなことになると、今教育長が答弁されました。今の時点で

2, 420万円の補助額に、新たに1, 800万の予算が伴うというふうなことであります。

これ、やっぱり学校関係、給食も含めて、義務教育は無料化という大きな流れの中で、やはり給食も教育の一環ですから、そこにやっぱりきちんと踏み出していくということは今後必要なことだろうと、予算の関係もありますし、人数もこれからは残念ながらもうどんどんふえるという方向では、なかなか状況はないようで、減らないことは望みますけれど、そういう面では大幅にふえていくというふうな方向ではないだろうし、今後教育は無償という立場で、ぜひこの給食費を無償化するっていうところを十分に検討して、今後そういう方向に、いつかやれるところまで、町長の公約の数々、いろいろある中での一つにこれやっていければ、大した、いいのではないかと。そこを期待しながら、一応、まずぜひ完全無料化に踏み出すようにしてもらいたいということを要望しておきます。

側溝改良ですけれど、今答弁のあった、じゃあ新屋敷はまず今取り掛かって、浜村は、ここ左側のほうはきのうあたり、おとといあたりから何か見たらとりかかっていたようです。この質問通告を出すときはまだであったので、そのようです。

何であそこ、角の渡一商店のあのわずか何メートルですか、わずかな部分、あそこだけなぜ抜けたのかちょっと経緯がわからないんですけども、あのちょうど子供が通学路になるところなんです。そういうことなので、ぜひともあそこは早急に側溝改良を、今町長の答弁でもやるというふうなことでしたので、ぜひ早めにやっていただきたいと。

一本木のこと今出ました。私、幹線道路をずっと山谷までということになると、山谷の信号の入り口、あの辺まだちょっと整備になっていないんだよね。山谷集落に入る。あそこちょっと完全にやり出せば、あの幹線道路も全てが側溝、ふたが、安全対策が非常にいいと、大きな安全通行に寄与することなので、課長、そのところも十分、今後やる方向で検討してみたらいかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤 敦)

お答えいたします。

ただいま伊藤議員おっしゃった旧琴丘公民館前、あその部分は側溝が落ちふたに対応した側溝が入ってございますので、工事が必要ございませんので、ふたを購入すればすぐかけることは可能でございます。

以上です。(「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 7 分 散 会

